

審議会等の会議結果報告

1．会議名	松阪市都市計画審議会
2．開催日時	平成20年1月21日（月） 午後1時30分から午後7時30分
3．開催場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市議会第3・4委員会室
4．出席者氏名	(松阪市都市計画審議会委員) 寺本博美、池田太一、竹上亀代司、中井均、古市武巳、大西雅幸、大橋純郎、高橋護、海住恒幸、濱口高志、鵜飼孝、今井一久、前川幸敏、西口進、西村勇喜、辻裕子、安井守、森本直樹、小林典子 (事務局) 松阪市長 下村猛、建設部長 岩塚三善、建設部次長 稲垣喜生、都市計画担当参事兼課長 杉山貴雄、計画区域担当参事 米倉好晴、中心市街地活性化室長 長野功、中心市街地活性化室主査 前出和也、中心市街地活性化室主査 小林一雅、計画係長 鈴木政博、計画係主任 小林義和、計画係 高橋正樹、計画係 榊田耕成
5．公開および非公開	公開
6．傍聴者数	12名
7．担 当	松阪市 都市計画課 計画係 電 話 0598-53-4168 F A X 0598-26-8184 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp

議事録については、別紙のとおり

松阪市都市計画審議会議事録

日時：平成20年1月21日(月) 午後1時30分～

場所：松阪市議会第3・4委員会室

(開会の辞)

(市長挨拶)

平素は、松阪市政並びに都市計画行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、平成18年2月から今回まで約二年の長きにわたり、都市計画審議会委員としてご活躍をいただきました皆様につきましては、重ねてお礼申し上げます。

さて、現在、国の方では人口減少・超高齢社会を迎え、大きな時代の転換点に差し掛かっており、これまでの都市の拡大成長を前提としてきたまちづくりから、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造に転換していくことが今後のまちづくりに必要であるとして、諸々の法改正や施策が順次、展開されているところであります。

松阪市におきましても、住民ニーズの変化や郊外型店舗の進出等の影響を受け、駅前を中心とする中心市街地では、大規模な商業施設の閉鎖や空き店舗の増大等、空洞化が顕著となっております。

街のにぎわいや活力のあるまちをつくるためには、行政の力だけでは到底達成できるものではありません。地域にお住まいの方々や市民の皆様と共に、手を取り合い協働しながら、取組みを進めることが何よりも必要であります。

今回、これらのことを前提とした事項を含め、大きく分けて、都市計画道路、都市計画マスタープラン、市街地再開発事業の3つの案件につきまして、決定・変更のご審議を頂くこととしております。

まず、1つ目の都市計画道路の変更につきましては、都市計画法の改正により、これまで車線数が定められていなかった都市計画道路については、車線数を決定し、また、市町村合併や町・丁目変更等に基づく住所表示変更を行なうものでございます。

2つ目の、松阪市都市計画マスタープランの策定につきましては、合併後の松阪市を一つの都市として整備・保全する方針として、地域独自の自然・歴史・生活・文化・産業等の特性を活かした、松阪市の将来都市像や土地利用の方向、まちづくりの方針等を長期的な計画として定め、今後の都市計画の指針とするものでございます。

なお、このマスタープランは、平成17年度から地域の現状・課題、将来像につきまして、地元の方々から直接意見を伺いながら計画を進め、さらに、各地域の代表者や学識経験者、各部門の代表者など15

名からなる策定委員会を組織し、合計 10 回の協議を重ねた結果、新たな松阪市のまちづくりの方向性・方針等を定めるものとして、とりまとめたものでございます。

3 つ目には、再開発事業関連であります。皆様もご存知のように、松阪駅を中心とする中心市街地は、郊外等への人口流出に加え、少子高齢化に伴い、居住人口の減少と高齢化が進んでおり、大型商業施設の郊外立地や大型百貨店の閉鎖などの影響を受け、まちの活力が低下しております。このため、土地の有効・高度利用を図り、快適な居住環境、都市としての拠点整備、中心市街地の活性化、観光交流空間としての魅力ある都市基盤整備等を実施することが緊急の課題となっております。

駅周辺の再開発の必要性は、以前から県や市の計画の中でもうたわれており、この度、地権者の方々から立ち上げられた再開発の計画について、市街地再開発事業等として都市計画決定し事業を推進することで、これを端緒として、駅周辺地域の活性化を推進しながら、今後の中心市街地活性化事業に発展させていく、大きな原動力となるものと、期待しているところでございます。

本日は、大きくこの 3 件でございますが、地域の皆様が住みやすい、より良いまちづくりを進めるため、皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

（挨拶終了後、市長退席）

（会長挨拶）

先ほど市長の方からご挨拶がございましたが、福地福人という言葉があるようでございます。その意味は何か。幸せな土地には幸せな人が暮らす、こういう意味があるようでございます。本日は新しい松阪市の将来の都市設計に係わる案件につきまして、ご審議を願うことになろうかと思えます。委員の皆様方には、ここまでこうした形で進んできた経緯等と、順風満帆な形では進んでこなかった、ということはあるかもしれません。ただ、客観的に何らかの形で評価しなければならない。そのような材料として、実際はそれほど多くはないと思います。主観と主観、そうしたものが錯綜し、その中で何らかの物事を判断しなければならない、決定しなければならない、というのが、今日ここにお集まりの皆様方の役割になるかと思えます。これは、私達の任期最後の大きな仕事になるかと思えます。こうした形で進められているようでございますが、本日の審議によって、一定の方向を出さなければならないかもしれない、ということがあるかと思えます。様々、時間をかけてやることは大切だと思いますが、これ以上の機会費用、私は経済学を専門にしておりますが、必ず、何らかの形で失われた利益というのが発生します。こうした機会費用が、これ以上大きくならないような形で進めていければ、と思っています。やはり費用というのは、きちっと考える必要があると思います。従いまして、本日の審議が滞りなく進んでいくことを願っております。委員の皆様には、率直なご意見を述べていただくと共に、進行のほう

にご協力いただければ、会長として最後の役割をまっとうすることが出来ますので、よろしくお願い致します。簡単でございますが、挨拶にかえさせていただきたいと思います。

(議 事)

○会長

それでは、ただ今より議事に入ります。

事務局は、関連案件となる議案第 1 号から議案第 6 号までを朗読し、説明をお願いします。

○事務局

(議案第 1 号から第 6 号について、一括で説明)

○会長

ただ今、事務局より説明がありました。

それでは議案第 1 号から議案第 6 号について、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

○会長

ご意見もなさそうですので、お諮りしたいと思います。

議案第 1 号から議案第 6 号について、原案通り可決してよろしいでしょうか。

○委員全員

異議なし。

○会長

委員の賛同をいただきましたので、原案通り答申します。

○会長

それでは、次に事務局は、議案第 7 号を朗読し、説明をお願いします。

○事務局

(議案第 7 号について説明)

○会長

ただ今、事務局より説明がありました。

それでは議案第7号について、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

○委員

内五曲長月町線の見直しについて、発言させていただきます。

公述人の陳述については、計画の全面廃止を求めたものでありますが、市の見解として廃止・変更・存続の全ての方向性を定めていくという、あいまいな位置付けとなっております。

マスタープランの中でも、見直しの検討を行なうという表記に留まっています。このコンパクトシティという考え方が全面に打ち出されていて、しかも殿町のエリアに関しては、歴史的建造物が残されている地域であるとかの表現、松阪固有の歴史的な景観の保全に配慮した街並み整備を図るという記述もあるので、この長期未整備の都市計画道路である内五曲長月町線に関しては、見直しの検討を行なうという表現ではなく、速やかに廃止という方向性を打ち出すべきではないでしょうか。

○事務局

都市計画道路の位置付けがあり、法的な縛りがかけられているということで、家を建てる場合の規制であるとか、私的な財産に対して法的な縛りが掛かっております。それを外していくとなると、意思の合意形成も調整していかなければなりません。基本的に、道路として必要であるかどうかの検証も当然として、県とも相談しながらやっていかねばなりません。全国的な流れの中で、今、見直しが行われているのが現状であり、そういうガイドラインが今作られております。それに基づいて、これから進めていくということで、現在の方針としては、方向付けをこのマスタープランの中で定めさせて頂きました。策定委員さんの中での結論としましては、検討する位置付けということで頂いております。

○委員

廃止という方向性を持って、合意形成に努めるという努力を惜しみなく始めていくことが、松阪市として、景観保全を重視したまちづくりを進めていくためにも、姿勢を明確にする必要があると思います。

○委員

長期未整備の都市計画道路が存在するという点で、ここでは地区計画が作られる中で、伊東市の道路事件ということがあります。東京高裁などでは、長期未整備があって、その中でそれに基づく規制が加わっている場合は、行政裁量として違法だという判決が出てきております。

そういう流れが出てくる中で、やはり速やかに対応するという点で、国もガイドラインを出しているのではないかと思います。その辺は、いかが認識されてみえるのですか。

○事務局

おっしゃられるように、そういう紛争も全国的な中で発生しております。そういう中で見直しをしていくということで、ガイドラインが作られております。今後、このような方向で全国的にも見直しを進めていく方向になっているという状況でございます。

○委員

公聴会ではここだけ出されているが、他にも長期未整備なところがあると思われます。この辺に対しては、どうされていこうと考えておられますか。

○事務局

この道路だけではないため、都市計画道路については、田村高須線等その他路線につきましても、そういう位置付けを長期未整備路線については、させて頂いているということでございます。

○委員

策定委員会も地区や地元の代表・商業・農業・学識経験者の方々等入ってもらって、中間案を出されております。旧三雲町は、現在まで線引きもなく、三雲町独自のまちづくりを1万1000人位の皆様と共に、今までやってきております。その中で、よく指摘されることは、あなたの地区は乱開発ではないとか、虫食い状態ではないかといろいろ言われている。人から見れば、乱開発とか虫食い状態という風に眺められますが、地区としては農業をされている方、また、田を売られた方、そして住宅が出来た工場が出来た、いろんな商業施設が出来てきて、一心同体で今まで暮らしてきております。そういうまちづくりをしてきております。今回、線引きをされるということで、各地区からいろんな意見ももらっております。

今回、都市計画の線の中へ入れる面積は、松阪市全体でどれくらいになっていくのか。また、30数地区に割り当てられたところの各地区や今回の三雲は、線を引くのと同時に市街化区域の見直し案も

上がっております。どの辺りが見直しされていくのか。アドバンスモールの近く、工業団地の所は言われたが、もう少し具体的に示して頂ければと思います。その理由は、各地区でどういう意見が上がってきて、どういうまちづくりを考えてみえるのか、その辺りを伺いたいで、お教え願えますか。

○事務局

P57の将来フレームでは、20年先の将来フレームに基づいた土地利用をということで、住宅系土地フレームについては、現在から1,860haということで約20haの増加、工業系につきましては、960haということで現在よりも90haの増加、商業系につきましては、20ha増加の210haということで見込んでおります。それが全体の土地利用のフレームになってくるものと思われま。

具体的に線引きのお話ということですが、特に三雲につきましては線引きについては、地域別構想の中に基本的な方針として、R23号・R42号を中心として市街化を形成していく区域として方向が定められております。どこからどこまでというのは、今後の作業のなかで定めていく範囲となるものであります。

例えば、地域別構想 P175の22ではR23号の沿道については、市街化区域への編入を検討するということで、都市連携軸のR23号を中心にして土地の有効活用を図るため、市街化に編入していくということでありま。

これにつきましては、これから作業に入っていくということで、基本的な方針はR23号を中心にして編入を検討していく区域として、場所的なものは今後地域に入りながら、決めていくということになって参りますので、ご理解をお願いします。このマスタープランについては、基本的な方針ということで、ご理解をお願いします。

○委員

三雲地域で、どれくらいの都市計画の面積が必要なのか。その辺が一番問題である。今から20年、30年後、だんだん人が減っていく中で、どのように松阪市のまちづくりをやっていくのか。これが一番重要な問題なんです。果たして今の段階で線引きの案は出来てはいるが、概ね今から市民の意見を聴いてどのように線を引いていくのかという過程の中で、どれくらいの面積を考えておられるのか。

そこら辺を明確に打ち出してもらわないと、なかなか前に進まないと思うが、その辺はどう考えてみえますか。

○事務局

当然、市街化区域に編入するというのは段階的なものもございまし、現在の市街化を形成してい

る部分をまず考えていくということも一つの方法であります。また、全体的に R23 号沿線をずっと考えていくという場合もあります。ただ、段階的な部分も含めまして、今後検討していくということで、今どれだけ面積がというお答えは出来ません。方針ということで、今後、段階的にどうやっていくのか。地域の中で今後の作業になってくるものと思われます。ここで皆さんにお諮りしたいのは、こういう方針で策定委員会として検討がなされ、方向が出てきたということで、その中で考えているということであります。

○委員

これまでやってなかった都市計画の線引きを我々の地域でやるのであるから、どれくらいの面積が必要なのかということから入っていかないと、どこで線を引いたらよいのか分かりません。市場庄と久米からこのように線を引いてほしいという地元案が出てきております。まちづくりは、地元の人達が考えていくのが一番適当であると思いますが、松阪市全体を眺めて、都市計画である商業地・住宅地等が大きくいるのか、小さいのでいいのか。そこのところを考えていく必要があります。そのため、その案に対して、どのように取組んでいただけるのですか。

○事務局

マスタープランの方針ということで、区域として細かい部分を言われているものと思われますが、現在の方針の範囲ということであり、これくらいの表示になってきたということで、ご理解を頂きたいと思います。

2 つ目の、今後はどうしていくのかということですが、この方針に基づきまして地域に入らせて頂くということです。そこで、地域に入らせてもらい相談をさせて頂く予定としております。そこでは、それぞれの縛りもあるので、そういうところで、出来る出来ないを明確にしていきながら進めていきます。この作業については、来年度あたりになると考えております。

○委員

市長がよく、松阪の北部地区という言葉が使われます。北部地区というと嬉野と三雲に限定されてきますが、その北部地区のまちづくりをどのように考えていくのか。一度も話し合いの機会はなかったと思いますが、その辺りは、どう考えているのですか。

○会長

今後の展開の仕方についての方法だと思われますが、話し合いが無いということと思われます。

ただ、全体としての話はあったかと思いますので、個々でそれぞれの地区が調整をしていくということだと思います。これは、計画そのものが、個々にそれぞれ独自の地区でやればいい、となってしまうないように、基本的な枠組を設定しているのがこのマスタープランであるということを理解する必要があります。同時に、このマスタープランが、すべてを全部がんじがらめに制限するようなものではないということです。そこには、一定の幅があって、一本の線と線との間にも本当は幅がある訳であるため、今後、お互いの地域の独自の特権や市長がおっしゃっているところの、それぞれの個性というものをうまく活かしながら、話し合いをしていこうという方向で展開していった欲しい、という要望として承っておいてよろしいでしょうか。

○委員

ちょうど我々の地域は、元々松阪市と松阪市に囲まれている地域でありました。本来なら、何十年か前に松阪市になっている地域であります。これを当時の村長が、やはり三雲村でいこうということで合併はしませんでした。

行政の運営上、松阪市と三雲の境界部分で、なかなか調整がとれていなかった面も沢山ありました。それを合併によって、解消しようという思惑もありました。今回、このマスタープランが出来てきて旧松阪市と旧三雲町の一体感を出して都市計画の一本化ということで、やっていくのはよいが、三雲と嬉野という接点もこの中で重要視していかなければ、と私は思います。そのような方向で進んでいってもらいたいと、付け加えさせて、終わります。

○委員

マスタープランの全体構想 P120 中心市街地整備の問題で、松阪駅西地区の中で『松阪西地区は、市街地再開発事業を導入し土地の高度・有効利用を促進し、駅前広場の再整備と併せて保健・医療・福祉総合センターを含めた複合施設の整備を図り、魅力と賑いにあふれた中心商業地の整備を図る』ということで、保健・医療・福祉総合センター等という固有名詞まで入れながら市街地再開発を導入するところまで具体的に書かれているのは、今回初めてだと思われます。これは、何故なのか。ここまで書く必要はあるのか。その意図・理由を示して頂きたいと思います。

○事務局

西地区につきましては、再開発、保健・医療・福祉総合センターということで、これは仮称になる訳ですが、そういうものを含めてやっていこうという市としての方針が出ております。それに従いまして、具体的な名前が入ったものであり、実施に近いものの中で、お示しをさせて頂いている

ということであります。

当然、各都市計画道路につきましても、具体的に取り組んでいるもの等につきましては、名称等も上げさせて頂き、表現させてもらっております。

○委員

方針が出ているということではありますが、実際、都市計画決定が決まっておりません。なぜ今ここで入っているのか。例えば、保健・医療・福祉総合センターの検討委員会では、1・2 階で自然環境の良いところへというのが結果でありました。それがなぜ、こうすることで明記してあるのか。本来なら、このような中身までは入れるべきではないと思いますが、あたかも決まったかのような表記で書かれております。これは、削除すべきではないのですか。いかがですか。

○事務局

先程も申し上げたとおり、中心市街地の方針ということで書かさせて頂いて、そこに具体的な名称が入っております。今の事業の中で動いている部分、また、計画的にやっていかなければならない部分、そういう方針が示されたところでありまして、具体的に記述させて頂いているということで、ご理解を頂きたいと思います。

○委員

繰り返しになりますが、まだ決まっていないものであります。今回載せたのは初めてであると思われるが、その点はいかがですか。保健・医療・福祉総合センターという固有名詞を明確に明記しているのは、このマスタープランが始めてなのでしょう。いかがですか。

○事務局

マスタープランと致しましては、H17 から事業の計画等について入っており、現状と課題等について整理もさせて頂き、そして、H18 から中間案ということで示させて頂いております。中間案の時点での記述にはなりますが、そういうことになろうかと思われれます。

○委員

今回マスタープランの中で初めてなのでしょう。名前がこういう形で明記されるのは、初めてなのか、前にあったのか、どちらなんですか。

○事務局

マスタープランということでは、前回のマスタープランの方にはそのような記述はしておりません。今回、新たな都市として作成しているマスタープランの中で初めて入れたものであります。

○委員

まだ、決まっていないということで、これは明記すべきではないと思いますが。基本方針とすれば、やはり、この辺はどうなるのか分かりませんよね。その辺は、いかがなんでしょうか。

○事務局

保健・医療・福祉総合センターにつきましては、それぞれの検討委員会も立ち上げられ皆様の中で決めて頂いた経過もあり、それを受けて、市の方針としてやっていくということで、そういう中で方針として明らかなものであるということで表現させて頂いたものであります。

○委員

ということは、今度のマスタープランで初めて出したということで、これは基本方針として今後都市計画決定で確認していくという訳であります。私はきちんと明記すべきではないという意見であります。

○委員

このマスタープランの中に、市街地再開発事業という言葉がいくつかいろんな所に分散して登場しています。一番最初に出てくる頁からいうと、全体構想 P39 がそうではないかと思われま

す。つまり、表現のされ方ということは、冒頭で出てくるものとして P39 の真ん中へんにありますが、駅前広場や道路などの基盤整備とあわせて市街地再開発事業により、という記述になっている。再開発事業とは何なのかという、定義・位置付けというか、先程の回答の中で市としての方針が指してあると言われたが、その方針を示した箇所がどこにもない訳であります。その辺については、いかがでしょうか。

○事務局

マスタープランにつきましては、当然、上位計画に基づいた計画をしていくということで、それに沿ったものでなくてはなりません。これは、そういう方向で記載させて頂いているものであります。市の全体的な計画というのは、総合計画ということになりますが、現に合併後総合計画は出来上がっ

ており、そういう中で松阪駅を中心とした中のまちづくりとして中心市街地の活性化も含めまして、再開発事業の推進ということで記述しており、それに基づくものでありまして、それに沿ったものとして対応させて頂いております。

○委員

総合計画の記述はどうなっているのか。原文のまま読んで頂けますか。

○事務局

総合計画の P81 に駅周辺の市街地整備の中で、『松阪駅周辺の再生と活性化に向けた市街地再開発や交通結節点の再整備を推進します』ということで、市街地整備の内容が書かれております。

○委員

つまり、松阪市にとって駅前の再開発ということは何たるかという部分、つまりコンセプトの部分というのが総合計画の中にも書いていない訳であります。再開発という言葉がありきで、それが後に係る賑いとか、市街地整備とかという言葉に係る説明であって、再開発が松阪市にとって何なのかという部分が総合計画の中にも存在していないのではないのか、と今の説明を聞いていて思います。つまり、マスタープランというのは、総合計画という上位計画があって初めて成り立つ訳であります、総合計画の中ですら、あいまいな表現しかないのに、この全体プランを貫くストーリーがいろんな頁で、例えば先程の P39 に始まって P60、P62、P63、P102、P120 であるとか、非常に分散された状態でその言葉だけ走っている。松阪市として、このような街づくりをしていくんだというポリシーというものを明確に表現したプランとは言えないのではないのでしょうか。まだ、決まっていない状態をやはりこのように表現されるということは、いかがなものかと思われれます。

○事務局

先程、総合計画の方で方針的なものだけで考え方が書かれていないという、ご指摘を頂いておりますが、現状と課題の中に市街地の整備と併せて地域の拠点整備・交通関係の整備という部分や快適な居住環境、都市としての拠点整備、中心市街地の活性化という部分の都市基盤整備に努める必要があると記述させて頂いております。基本的な方針として市街地・地域とのネットワーク化を図って都市機能の充実を図っていく。また、快適な居住環境の創出・都市機能の整備というようなことも基本方向として書かれており、その中で一つの施策の内容ということで、松阪駅周辺の再生と活性化に向けての市街地再開発ということで記述をしております。

○委員

この件に関しては、また後でお願いします。

○会長

計画というのはどういう風につくっていくのか、という教科書みたいな話しをしても、しょうがないと思いますが、基本的に総合計画というのは、それを今後どうブレイクダウンしていくかということの大きな柱だと理解すべきだと思います。

今、議論されているところをお聞きしていると、どうも具体的にどういう風にブレイクダウンするのかというところに話しがいつてしまっていないかということ。むしろ、基本的なところは具体的なものは書かない方が良いというのは、一つの方向性だろうと私も思います。その上で具体的に今後どうブレイクダウンしていくのかということで、抽象的な名前がどんどん具体化していく、これが計画を進めていく一つの方向性だろうと思います。今の段階のマスタープランの話しというのは、おそらく、ブレイクダウンをする前の話しとこういう風に理解をしておかないと、いきなり玄関で話しをするという話になってしまっていないのか、とちょっと懸念をして聞いておりました。

○委員

このマスタープラン中間案については、三雲管内へ何度となく、非常に丹念に説明をして頂きました。それぞれ地元の皆さんが説明会ごとにいろいろと意見も申し上げて参りました。そういう中で何度となく説明会は開かれましたが、そこでは、住民の皆さんからの意見が全く反映されておりません。最初から最後まで、ここに出ている計画の一本やりで済んでまいりました。それで、いろいろと意見も出ておりましたので、私から各単位自治会長さんにそれぞれの自治会でこの計画について、皆さんの意見集約をお願いさせて頂きました。

その意見を集計しましたところ、大半がこの計画ではノーという結果が出ました。

それも行政には申し上げて参りましたが、一向に変わろうとしなかった。公聴会においても三雲の方から切実なる意見を申されております。住民の希望・それぞれの土地の地権者の権利そういうものも一切無視されたような計画に終わってしまうのではないかと、とこういう心配をしております。このマスタープランが決定をすれば、これに基づいた線引きをしますという説明も毎回出ております。そういうことで、住民の皆さん方は、いろんな考え方を持っております。今の社会情勢、また農業情勢におきましても、いろいろと考え方がございます。

そうした考え方が全くの 100%とは申しませんが、せめて将来半分でも満たされるような計画であれば分かりますけれども、住民の皆さん方もその都市計画法の線引きをすることについても、

絶対いけないということではありませんが、現在の計画のあり方では、将来の希望も夢も全く断ち切れるような計画であると思われます。三雲管内において、R42号、R23号沿線を基準とした都市づくりという、それだけの計画であって、他にまだいろいろと松阪市の北の玄関口という形の中で、まちづくりの住民の方の希望もあります。まず、最初からそういう意見が出ておりました。このままの計画で行くと、その希望も全く満たされそうにはありませんので、これは三雲管内におきましては大変切実な問題であります。私は、再度時間をかけて住民の方々との意見交換、意見集約の中でもいろんなことをもう少し反映させて頂きたい。検討委員会（策定委員会のこと）にも三雲から2名出ておられますが、この検討委員さんは三雲全体の意見を集約してその検討委員会に望まれた訳ではございません。我々もいつその検討委員さんが選ばれたのかも分からない状態の中で、検討委員会で決められたということで、行政の方は全くの悪い言葉で言いますと、押し付けの説明会であったと私もそう思います。ですから、このことについては大変申し訳ないですが、私も三雲の自治会の代表として、皆さん方に是非とももう少し時間をかけて、何とか三雲の方々がもう少し理解をして頂けるような方向づけをして頂きたい。このように思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長

それぞれの地区の事を愛し、そのためにどうしたらいいかという風な話しのところに来ていると思われま。それぞれの地区がそれぞれの事情があってゾーニングがしてあったり、してなかったりしている。そして、ゾーニングの意味についてこれは松阪市としてどうするのかということであって、ゾーニングをする計画そのものが不備なのか、或いは、その地区的なところでどのような対応をするのかということについての意思決定の仕方が不備なのか。これは、分けて考える必要があろうかと思えます。

と申しますのは、私はどちらにも加担する訳ではないけれども、それぞれがその地区の顔を出して議論をすれば、おそらく言うところのゼロサムというゲームが展開されます。必ず、勝ったか負けたかという議論になってしまいます。必ず、WINとLOSEが発生します。しかし、ここでやろうとしていることは、何を狙っているかと言うと、それぞれの地区がWIN-WINという状態になっていくことが望ましい方向であるということ。その方策をどうやって考えるかということで、皆さん方がお考え頂くと良いのかなと思います。

これは、会長として今お話を聞いていた上で、決して、皆さん方をご批判するつもりはございません。社会で物事を決めていくというのは、必ず起こることであって皆が全員一致で合意をするということは、おそらく、これはユートピアの世界だろうと思います。

では、私たちがどれだけ妥協するとかということ、率直に、ご議論して頂ければ良いのではない

かと思います。

(休憩)

○会長

第 7 号議案について、色々ご意見があろうかと思いますが、それぞれの地域のことを思っていることともあろうかと思いますが、実際に全ての意見を全部組み入れていくことは、おそらく至難の業であろうと思います。

そういうことで、こういう方向できちっとブレイクダウンするときに、やはり尊重してもらう部分を約束してもらう形で、付帯的に条件を付ける形で考えていくことでいかがでしょうか。

○委員

先ほど会長さんが言われたように、松阪市全体のことを考えて、われわれは検討するためにここに集まっていることは、当然よく分かっています。

ですが、他の委員が言われたように、今まで何にもされていなかった三雲管内においては、まったく降って湧いた問題です。その検討する期間、あるいは審議する期間、いろんなことを調査する期間、このようなことが全く短い時間で進められてきました。

そういうことがある中で、三雲管内におきましても、松阪市全体の一部になるわけですから、全体ということでこのままこの計画が決定されますと、三雲管内の中ではいろんな状況が起こってきます。

まず、生活が成り立たない人が出てくるでしょう。あるいは、夜逃げをする人も出てくるかもしれません。また、自分で命を絶つ人も出てくるかもしれません。

ですから、もう少しその時間をかけて、もう少し皆さんの理解を得られるような、大きな計画にしていきたい。

自治会全体の大半がそういう意見を持っています。

自治会長さん方の一番の希望を申し上げますと、線引きをしないことが一番の希望だそうです。

ですが、それは無理な話ということの中で「もう少し検討する必要がある。」ということでございます。

国の方の、都市計画法、線引きの法律ができたのが、今から 30 年も 35 年も前の話だと思います。その中で国の情勢も色々変わっていると思いますし、いろんなことをもう少し検討課題として、このことについては再度検討していただきたいと思います。

皆さん方の適切な判断をお願いしたいと思います。

○会長

抽象的な部分があったかと思いますが、具体的にどの部分にしてどういう形で、もう一度どれだけの期間をかけて検討せよということが、明確であればまたご意見を伺いたいと思いますが、どの部分について、つまり、計画全体全部がだめなのか、これをもう一度ゼロベースに戻せというご意見なのか、あるいはそうではなく、関連のあるところだけを再検討するような方向にしていただけないかという条件付けをするのか、ということだと思います。

別にイエスかノーかを迫っているわけではございませんけれども。

つまり、もう一度ゼロに戻す、もう一度そこから組み立てていくのか、それぞれの地区で、32地区をきちんと地区別の形で見直していくのか、そうなれば全体構想の意味がなくなるのだろうと思います。

ただ、線引きのシステムは、今まで経験がないし、ないほうがいいというのも1つの考え方であると思います。

外国でもゾーニングの是非においては、賛否両論はあります。

ただ、わが国の1つの基本的なルールの中で考えていかなければならないこととして、松阪市自体がゾーニングを行ってきたということがあります。

例外的にある地区だけゾーニングしないという地区を設けるのであれば、それについてのきちんとしたルールの下で、そうしたことを決める必要が出てくるのだと思います。

ただし、そういったルールがない限りは、やはり全体の計画の中でゾーニングについて、前向きに検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○委員

この計画そのものが、まったく悪いから白紙に戻すということを申しているのではございません。

ただ、この絵に書かれた計画だけで、今後いろいろ協議をした中で行なっていくということですけど、今までの基本的な説明によりますと、この着色された部分を基準に両サイドのどこまでを市街化区域にする。あるいはその側全部を調整区域にするという説明はありました。

この市街化区域・調整区域の中でも、もちろん賛否両論ありますから、その意見を全部取り入れるというのは不可能でございますが、色々なやり方があると思います。

市街化区域を希望される方、調整区域を希望される方があるわけですから、その辺の土地のバランス、希望者のバランスを取るとか、その調査をするとか、中に入れ替わることが可能であればこれも結構なことだと思いますが。

そのような調査をまったくされていないわけです。われわれも、そうする時間もないですから。

各自治会として、「協議をしてください」「方向を出してください」という、お願いだけやってもらった。

その結果は、ノーという形であったわけですから、それ以後にこういう形ではどうか、という検討する時間もなかった。

そういう中で、このままこれを決定されたら、行政は、審議会で決定されましたからとなる。

今までも、検討委員会でこれは決定されました、しかない。

今後もそうなるのは間違いない、それでは困ります。

私どもとしては、このままこの委員さんの中で、三雲管内の情勢を細かく分かって見える委員さんは、何人見えになるでしょうか。その方々に三雲の将来を含めたことを、ここで決めてしまうわけですから、地元の代表として皆さんに、こういうお願いをここでしているわけです。

自治会代表として皆さんに、こういうことをここでさせていただかなければ申し訳も立ちませんし、これからの三雲を考えた中で、一生懸命にこの問題にも取り組んでおりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○会長

ご意見は、きちんと記録に残しつつ、間違いなく残させていただくことになりますが、同時に議案第7号につきまして、原案どおりということについて、おそらく賛成・反対ということを決めることになると思います。

今までは、原案に対する異議を伺うことでありましたが、イエス・ノーの意思表示をするというのも1つの手だろうと思います。

○委員

今まで、マスタープランについて、各地区で、くまなく説明会をしてきていただきました。

私も、三雲出身でございますので、一言申し上げたいと思います。

当然周辺地域は、線引きはなされておりました、その中にあって、三雲は線引кинаしで今日までできております。

ですから、線引きに対する理解・知識も当然ございません。他所のものだという考え方で、三雲は、線引きはないものだと言うことでできております。

合併によってどうしても松阪一本の計画をしなければならないということで、説明会がなされております。これは、どちらがどうということは、言えませんが。

住民の中にも、関心を示される方と、まったく無関心な方がみえる。そういう状況の中で説明会が

なされてまいりました。

当然、行政主導でといわれると、先ほど委員が申されたように、このままでは困るということになる。

これは、参加しないほうが当然悪い、悪いんだと思うんですが、やはり地域のことをこれから検討していこうという時は、やはり住民が本当に参加して納得のする線まで、何とかまちづくりをする行政としては、時間を持つということを考えていただきたい。

ここ1年、2年でどう、ということはないと思います。

我々としても、本当に農地として残す土地、開発すべき土地を、当然線を引いて考えていただきたいのです。農業の現状は米価1万円そこそこに近づいてまいったということで、三雲もほとんど基盤整備がなされた土地でございますけども、農地の耕作者のほとんどは高齢者になっているのですけれども、そういう方々に1つの戸惑いがまいりまして、子孫に土地を残しても守ってくれないだろう。そういうことで、農業委員会から指摘されるわけですが、毎回開発が、いわゆる乱開発に近い状態になってきており、それだけ住民の中に戸惑いが起こりつつあるわけなんです。ということは、線引きされたら、「この土地は草が生えるだろう」という、そういう心配がある。それを守る方法にしても、新しい農政として品目横断というものが出来てはいるが、品目横断だけでは経営が成立しないという答えが、今年出てしまった。

ますます、拍車がかかりだして自分の土地をどうしたらよいのか、うろたえに近いものが出てきている。土地は腐りもしない。ただ、所有権があるのみで、使用権は制限されます。

これは、だれでも覚悟はしておるわけです。しかし、今、この混乱の中で、三雲地域を線引きにいなわれるということは、私も忍びない。私も農業をしている。ですから、皆さんの気持ちが落ち着くまで、時間はいただきたい。それと、心あるものだけでもよろしいから、勉強会を催していただきたい。そんな風に思います。

勝手なことを申し上げますけれども、皆様の御高配をお願いします。

○会長

ごもっともなところは、十分にあるかと思います。ただこれまで費やしてきた時間で、これからまた時間をかけていくことで、答えが出てくるのであろうか。その期待は、どうなのだろうかということなんです。だからと言って、今ここでこのまま全部というわけには、いかないのかもしれない。したがって、そこになんらかの条件を付けるということになるのか。今、この計画というのは先ほど申し上げましたように、これでもって私たちが、がんじがらめになってしまうようなことであれば、もっと違う形で意思決定を本当はやらなくてはいけない、本来であれば。しかしそういう手続き

を踏まないで進んできたことは確かであります、正直申し上げます。

あるひとつの方向で進んできたことは間違いないと思います。

だからと言って、そのことが全部だめというわけにはいかないだろうと思います。つまり、そこに掛けてきた、我々の時間というのは一体、何なのか。これは戻りません。

私たちは、それだけのコストを掛けてきている。そのようなことを考えると、効率的なという言葉では語弊があるかも知れませんが、その中の限られた中で、私たちがいい方向を求めていくということを考えなくてはならないと思います。

もちろん、まったく経験がないところなので、それについての説明、或いは、どういうふうな方向に行ったらいいかといったことについての部分は、行政サイドにも問題があったと理解してしまうこともあります。

これは、決して皆さんを御批判しているわけではありません。

そうすることで、この方向をどうするか、最終的には、やはり民主的な手続きで決めなくてはなりません。これを継続するかしないかは国の方でもいろいろ、すったもんだやっていますけども、それは無責任であろうと思います。

私たちが、ここの委員として選ばれたからには、何らかの答えをきちっと出さなければならないと思います。その手続きは、やはり民主的な手続きを経なければならない。

これは、全員一致はたぶん難しいでしょう。

議会で行なわれていることは、議員さんたちが御存知のことだと思います。

でも、自分たちの意見が通らないことはないと思いますので、その点、何らかの条件を付け加えて、物事を前向きにしていく方向で決めたいというふうに、会長として御提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

先程の地元の話を聞いて、僕らは、この計画は既に地元のある程度の了解を得た結果のマスタープランだという解釈をしていました。

先程の話では、50 パーセント、もっと以下の理解しか得られていないマスタープランだということになるとどうなのでしょう。

やはり、われわれ住民代表としては、これを理解するわけにはいきません。

○委員

いろいろ意見が出ておりますが、会長の言われることも、ごもっともです。

今まで費やしてきた時間はどうか、それも多々あると思います。

でも、最初に新松阪市のマスタープランの立ち上げられた時点から、三雲管内は、線引きをしていくということで、進んできています。

その中で、先ほど私が質問いたしました、この三雲管内で市街化区域の面積はどれだけあるのか、それを示してもらわないと前に進みません。

たとえば、三雲管内でこれだけの面積しか割り当てがない。松阪のアドバンスモールの周辺、また、32箇所の見直しをされて案を考えてきたということなんですが、だいたいどれくらいの面積を三雲管内に割り当てるのか、これを示してもらわないと前に進めないということです。

これだけの面積しかだめです、ということなら、この案でいくし、どんどん入れて下さいということなら、また違った方向へも進んでいくし、その辺を現時点で示してもらわないと前に進めないと思いますが、いかがでしょうか。

○会長

私がこのことについて、全部答えるわけにはいかないと思いますが、おそらく、このマスタープランの策定する過程の中で、こういった論議は出てきているはずだと思います。

そのことは、我々に伝わっていないし、だから、最初に申し上げたように、客観的にそれを判断する材料というのが、それほど多くはないのだろうと思います。

基本的には、私たちが、どれだけの利益が出て、どれだけ費用が出てくるのかを決めるのは、政治的な決定にならざるを得ません。

この辺のところは、情報が十分提供されていない中での我々の議論になると思います。

○委員

都市計画を決めるのに策定委員会に三雲からは2人、嬉野からも見えまして、策定委員会を作られてその中で議論をされてきたわけです。

策定委員会の議論として、今は終わっていますが、選ばれた時点から今までの間にどのように進んできたかということ、面積はどうするのか、まちづくりをしていく中で、地元の意見はどのくらい聞いていくのか、松阪・嬉野・三雲はどういう関係を保っていくのか等。

策定委員会の中でいろいろな意見が出てきたと思うんですが、その辺を示してもらわないと、今の段階でどうしていくのかといったことになると、そこでストップしてしまうわけなんです。

いろいろな策定委員会の意見も聞いて、これを作ってもらって、これからどうして進んでいくのかといったところで、ストップするわけです。

一番のネックになっているのが、市街化区域に入れる面積がどれだけなのか、これを示してもらわないと前に進んでいけません。

○事務局

事務局といたしましては、地域の方にも入らせていただき、それぞれ地域の中でいろいろな話を伺いました。

今回の都市計画マスタープランにつきましては、3つの都市計画を1つにするということで、新市として一体的な土地利用をしていこうということでございます。

今、おっしゃられたように、三雲地域の中では、特に線引きのお話があります。三雲地域につきましては、各自治会にご説明をさせていただきました。

先程のご意見は自治会としていろんな意見を聞かれた中でのご発言だと思いますが、特に今、三雲地域で問題になっております、環境問題、いわゆる農地の中に住宅が建ってきたことで、排水の問題であるとか、道路の問題といった、いろいろな問題で土地利用の弊害が出ているということで、当然それには、松阪・嬉野都市計画については、土地の秩序ある利用がなされている中で、松阪市としてどうしていくのかということを策定委員会で議論いただいたわけでございます。

その中で、市の全体の方向として、やはり同じような土地利用を新市としてやっていく必要がある、ということで結論をいただいております。

この結果を持って、地域の方にもお話をさせていただきました。

都市計画マスタープラン中間案の三雲管内の説明会での意見もあり、再度、三雲地域については各自治会に説明に入っております。

その中で、優良農地の荒廃の問題、これは後継者問題もございますが、農地を守るためには、線引きが必要であろうという意見、そうじゃなくて、自分の土地は自分の考えで、今までどおり有効利用を図りたいから、線引きには反対という方も見えました。

しかし、大半の方が反対であるとは感じられませんでしたし、各地域のアンケートでも、住民の方からは線引きは必要である、というご意見を数の上では多数いただいております。

これまで個人的なことを含め、いろいろな願いはいただいておりますが、市全域としてどうしていくかという中で、策定委員会で話し合いここまでやってきたのが実情でございます。

平成17年度から平成18年度に現状と課題ということで、皆様のご意見をいただき、平成19年度に中間案を持って地域に説明を行い、土地利用の方向を定めた方針としてまとめてきたものでございます。

今後、これを運用していく部分、どうしていくかといった部分は協議をさせていただくことになる

うかと思います。

その中で、面積的な部分につきましても、当然これからの話でございますので、新市全体の中で考えていくということでございます。

○会長

事務局からは、今後の課題としていくつか抱えていることについては、十分協議していく中で対応していきたいということで、ご理解いただきたいと思います。

○委員

今までの流れを説明いただきましたが、実際マスタープランの案ができているのだから、どれくらいの面積を市街化区域の中に入れていくのか、大体は頭の中に描いているのではないかと思います、これを示していただけないのは残念に思います。

お示しいただけないのですから、たとえば、線引きをしていく中で地元意見を反映していただけるものと受け止めますがいかがでしょうか。

○事務局

具体的な作業といたしましては、これからの話で、今約束できるものでもございませんが、ご意見として賜りたいと思います。

○委員

線引きについて、たとえば調整区域にある会社があり、新しく会社を拡大する場合、土地も必要になります、線引きによってできることが限られることになります。

この場合、工業団地等に移動することになりますが、元の会社の土地は調整区域であるため何も利用できない。

たとえば、旧 23 号沿いの調整区域にある工場跡地がありますが、5000 坪くらいある大変大きな土地であります。使い道がなく、放置されている状況です。

この土地を市街化区域にすれば、いろいろなことに利用できる、そのような都市計画の中でこれから考えていかなければならない問題が、発生しているのではないかと思います。

この辺も、十分にマスタープランの中に取り入れた案を作っていただきたいと思います。

○会長

はい。という意見でございます。おそらく、際限の無い議論が続くと思います。

何か、これに更に、というご意見をお持ちの方、あと一名ほど伺いたいと思います。

○委員

全体構想の60ページですが、コンパクトな市街地・集落地づくりの中に細街路の拡幅というのがあるんですけれども、細街路というのは、例えば松阪では、小路と言われているところ伊勢古道と言われている、そのような路地のことなのかなと思うんですけれども、それを拡幅するっていう発想っていうのが、ちょっと私としては、「えっ、どうしてなの」と思うわけなんです。なぜかと言うと、やはりコンパクトシティの考え方っていうのは、人が歩いて暮らせる街・暮らして楽しい街ということだと思います。つまり、人はですね、やっぱり路地裏のある街っていうのが好きですし、やっぱり人だまりっていうのが、そういった場で生まれるわけなんです。そういう場っていうものを大事にしないまちづくりの発想っていうのは、ほんとに従来型の狭い道を広げてしまえという、例えば、殿町の都市計画道路を作ってしまえという発想と、なんら変わるところがないわけなんです。

だから、流行のあるコンパクトシティという言葉を使いながら、実は、発想の根本が分かっているんじゃないのかなと思ったんですが、その辺、私の認識の間違いでしょうか。そういう細街路と言われる文化的松阪らしさというか、そういう文化的景観が息づいているところなので、やはりその部分は大切にすべきではないか、と思いますがいかがでしょうか。

○会長

それはご質問ですか？

○委員

はい。

○事務局

これにつきましては、細街路の拡幅ということで記述はされていますが、全てを拡幅するということではございませんし、当然おっしゃられるような路地裏という部分もございます。それは防災上の問題、当然緊急車両が入らない所については、安全面を考慮して進めていかなければならない。そういうご理解・意味でございます。

○委員

私が言わんとしたことを明確に理解していただきたいなと思っているんですが、つまり、路地裏の文化というものをやっぱり活かしたまちづくりってことが、やっぱりコンパクトシティにおいてはかかせない存在であるというところで、やはり積極的な記述をしてこそ、まちづくりの発想の中に活かされるであろうと思いますので、その辺のところを気を使っていたきたい。

○会長

表現上の問題ですね。これについては、色々あろうかと思いますが、あと1名でお終りにします。

○委員

38ページなんですが、開発の指導・誘導の問題なんです。特に6番・7番あとの関係で42ページの無秩序な開発による排水の問題の抑制ということについて、1つは、開発自身の細かい問題にもなりますけど、開発誘導自身は1,000㎡が基準になって、開発申請がいると思うんですね。ところが、一方では、それ以下の細かい開発を行われると、虫食い状態になっていくことに対する規制や、一方では、市街化区域内の農地がそういう開発の中で宅地化されていくというなかで、特に、排水を含めた浸水問題が各地で起きてきている。特に黒田・久保等で顕著にこういう実態が起きてきていまして、なかなかやはり一方では、排水の整備とか下水の整備が追いついていかないという問題があります。特に、松阪市の場合は時間雨量35mm対応になっていて、現実には合わない対応になっている。時間雨量50mmとか、ひどい場合では時間雨量100mmとか、各地で色んなことが起きています。それとの関連で、河川の名古須川・百々川・金剛川等で氾濫とか護岸が崩れるとか、特に、名古須川の場合はJR・近鉄の暗渠の問題等があって、なかなかこれが解決せず、実は浸水地域はかなり限られてくる。こんな問題が連動しているという問題が一つある。その開発の誘導の中で、この問題をチェックをかけていくことになれば、果たして開発申請は1,000㎡でいいのかという問題にもなってくると思う。この辺は、適切な開発の誘導、又無秩序な開発による排水問題の抑制と、この辺は具体的にどのように規制をしていくのかということが、一つ大きな課題だと思います。この辺は、どのように考えていられるのか。これを読んだだけでは、どのようにしていくのか意図がよく分からないので、その辺はいかがなのか。

○事務局

開発ということで、具体的に何処をどうするかという具体論までは書かれていないのが現状であります。計画的なまちづくりを行っていくとか、あと、各河川海岸下水道の整備の方針の中では、浸水

対策を進めていくということの中で、改修に努めていかなければならないという方向性で、記述されています。

○委員

充分意見も聞かせて頂きまして、もう一度マスタープランというのはどういったものであるか、ずっと1ページ2ページと目を通しておりましたが、松阪市の方向性を決めていくと総論のようなものだとは理解しておりました。しかし、今皆さんの意見を聞かせて頂くと、各論に入っていくようなときのブレイクダウンというような部分で、その辺を含めながらいきますと、時代の流れとともに、時代のニーズが変わってきて、適時に見直していくというようなこともあるわけですから、その辺も踏まえて松阪市のマスタープランをこの辺で、末尾にもそういう風な時代とともにというふうなところですね、見直し撤去について138ページ139ページにも反映しながら、必要に応じて計画の見直しを行うということも書いてあるので、充分な意見も踏まえながら、決を採る方向でどうでしょうか。それと、一点私が気になりますのは、総論の中で、委員の方から固有名詞の話が出ておったと思うんですが、この辺はもうちょっと、この部分だけは、委員さんの中でももう少し議論する必要があると思いました。

○委員

ちょっとよろしいか。今の意見に対して、ちょっと言わしてほしいんやけど。確かに松阪市のマスタープランは総論で今協議をしているわけですが、僕は三雲出身やで三雲のことしか言わないが、三雲管内の説明会においては、総論プラスα20年30年先までの各論の部分についても、多少の融通性はあるにしても、体制は変わらないというような説明がされているわけですから、住民の方々が理解をしていただけないという部分があります。その辺は間違わないでほしいと思うんです。僕は代表で来ているから、三雲管内の住民の皆さんの1万2千人の方々のいわゆる、生活圈・個人的な権利等が影響するような問題ですから、ここで我々これだけの人間が賛否をとってこういう風に決めたというのは、これはあまりにも無責任だと僕は思います。少なくとも60%70%の住民の方々が、これやったら仕方ないなというような理解を得られるような、この計画が変更されても僕は問題ないと思うんです。これでなければならんということではないと思います。

ここでこの計画をどうしても決めていかなければならないという問題はないと思います。ですから、もう少し時間をかけて検討する、して下さい、とそういう時間を下さいと委員さんもそういう話を出されたと思うんです。決定する時点まで、僕は到底いってないと思う。説明会は何回もありました。ただ、説明をする会です。行政の考え方を説明する会です。意見は住民の方々・参加された方が、勝

手にそれに対して意見を言いましたが、行政は、何かこれに対して何か意見があったら申し出て下さいとかそういう話ではございません。こういう方針でありますので、お願いしますという話はありませんけれども、そういうことについてどうですか、よろしいですか、まずいですか、協議をして下さいという場は一回もございません。そういうことを踏まえた中で、自治会長さんの中でも「そんなもん、角たてやんでもただ説明をただけやないか。我々は良い悪いの審議をしたんと違うんや」と「だからそんなもんええやないか」と「いちいちやかましく言わんでもええやないか」というような、そういう理解をされている自治会長さんもみえるんです。ただ説明しただけやと、良い悪いの議論をしてくれという申し出は一つもないやろと。そういう中で、もしここで決定されたとしたら、三雲管内については再度検討して、線引きをすることは反対ではない、まったく反対ではないわけですから、それに線引きをする時点までのことを踏まえた、理解を得られるような方向付けに再検討をしていただくという条件を付けて頂いて、決定をして頂きたい。これだけは強く申し上げたいと思います。

○会長

議論の繰り返しになっている部分があるので、再々再度になるか分かりませんが、これがあるからこれでやらなきゃならないんだよっていう、がんじがらめだっていう捉え方をしないでほしいと、再三、私は申し上げていると思います。それについて、柔軟に対応をする部分があるんだという、この計画があるから100年も同じ計画やるという、こんなのはド素人が考えても、大変申し訳ない言葉としてはあれですけども、そんなことありえない。そうなった時には、当然見直し等々で変えなきゃならない、時代に対応していかなければならない。それが計画だと思います。少なくともこれから20年25年どうするかということを考えていくのであって、それについて対応してくれるのかくれないのかについて、行政当局はどう返答するのか、その問いかけなんです。この答え方一つで、この計画が言うところの不合格点になる可能性は充分ある。ただ60点で合格です。100点満点なんてありえないからということを考えれば、60点取って、その60点から足りない部分をどうやって今度より100点に近づけていくかっていうことを考えたほうが、これは、戦略的な答えの論だと私は思います。後ろに戻っていくのは、なんぼでも戻っていけると思います、正直言って。だからそんなのは簡単です。しかし、それは資源の無駄使いです、はっきり言って。こういうことを考えて最後の一言、委員がおっしゃっていること、念を押されたことについて、どう対応するのか。これの答え方一つで答えが出ると思います。ここであえて強いて決めてしまえと思えば、おそらく色んなご批判等々出ると思います。幹部の横暴だとか、いろんなことが最近の流行言葉になってございます。決めようと思えばいくらでも決められます。でも、そういうことに行く前に、やれることだけはやっておきたいというのが私の考えなんで、最終的にはそこにもっていかなくてはなりません。たぶん。その事に

ついて、その答え方一つで変わってくると思いますので、それについて、どのようにして、皆さん方怖い顔して私の方を睨んでいますけども、その辺のところをどのように答えるかということです。

○委員

一生懸命になって三雲の話をしてございますが、この人も三雲の代表として出てきていることと、物凄く責任があると、おそらく線引きをしてしまったらこの人は三雲におれんぐらい負担がかかると思います。ですから、再度、この件につきまして協議をしてもらうことはできませんか。

○会長

それについて、私が勝手に決めるわけにはいかないと思います。会長にそこまでの権限があるかどうかは、私には分かりませんから。従いまして、皆様方にこれをお諮りすることになるかと思います。これは、委員のご提案ってことになると思います。

○委員

今日決めなければならない必然性っていうのは、あるのでしょうか。

○会長

冒頭で申し上げました、私たちの任期は1月31日までです。ということは、私たちはここで答えを出さないということは一定の役割を果たさなかったことになるかと思います。新しい委員さん達によって決めていただくということになろうかと思います。そのことについて、各委員さん方はどのようにお考えかということだと思います。

○委員

今、マスタープランの中で論点になっているのは、三雲地区の線引きの話ですね。他については問題も無く、ある程度の表現上の指摘はありましたけどもね。三雲地区の話っていうのは合併のときからすごく問題になってましてね、やはりないものが導入されてくるわけですから、線引きにも大変なパニック的な感情もあるだろうということも言われてきた中であって、やっとこさ、今日これが提案されてきています。私共も色々それを聞く中で、線引きをするのか、せんのかっていうところの論点なのか、線引きをして尚且つその中に線の融通がね、絵が書いてありましたけども、その中で泳げるというところが、組み込んでいただける部分がね、そこら辺もちょっと分からんところがあります。もう一つは、その地元に入ったときには、これに書いてある以上のもっと先までのことが話をされて

いたという風な表現をされましたけれども、そこらへんについては私共には分らんし、ここに書いてある分では表現されてませんから。私たちはこれを見て、これをもって認識しろとことになるんだけど、それは線引きの部分についても、線引きをせんというわけではないんだけどってことも表現としてもありました。その中でもやはり案として出とるのがね、線引きはあるけども、他の松阪の地域の国道沿いも含めて、もう少し面積的に考えたらどうやろってというような表現もありました。ただ、やっぱり反対やよって最後にとめてありましたけどもね。そやで、そこらへんのですね、私らも責任を持って手を挙げたり、挙げやんだりするっていう立場にあるんだし、もう少し事務局の方からどういったことが可能なのかどうか、委員がここにおられて一生懸命になって話されとることも、もちろん理解するわけですけども、それ以上のことが私らには見えてこないものがありますから、先ほど会長さんも言われましたようなトーンでですね、どういったその答弁をしてこれを進めていくのかについては、議案として出していただいとる皆さん方にですね、表現されるのかね、それを逆にやっぱり聞かせてほしいとこういう風に思います。

○会長

また質問が出ましたけども。どうぞ。

○委員

基本は、任期とか色々あるかと思うんですけども、やはり住民自身の皆さんが基本的に合意ができるのかどうかという基本線がやはりなかったら、いくら作っても受け入れができないということで、三雲代表でみえてるってこともあって、その辺が先ほどの事務局の方から色々説明がありましたけども、まだ平行線の感じも思われるし、ピシッとしていく方がいいのか、なしなのか、それともしていくけど、やはりここをもっと合意的に進める必要があるのか、その辺を整理していただけたらなという思いがあります。もう一つはやはり基本的には住民の皆さんが合意するっていう点では、やはり委員も含めて納得できるような形でしないと、逆に、後で禍根を残すのではないかという思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○会長

まず、第一点につきましては、意思決定のやり方を最初にふりだしに戻すということについてだと思います。つまり、住民の方という風な形で出てきてますけども、そうした環境作りがきちんとできてない状況の中で、あえてそれをやらなきゃならないのか。これが一点ですね。直接、市政を問いたいというお話だと思うんですが、住民の方とね、おそらくこれはそういう問題はあったと思います。

しかし、そのことですべてが良い方向に解決できるかどうかというのは分かりません。これはパラドックスは、必ず発生します。どうみたって発生します。その中でいかに我々が合意的な解決をするか。それからもう一つは、いわゆる100点か0点かっていう議論じゃダメだろうという風に思います。そういうことを考えないで、やはりこれは60点の合格点しかないよと、50点でちょっと足りないからと、でも、この後どうするかということによって合格点に変わるかわからないか、先ほど申し上げたと思うんですね。そういう風な形でやっていくことが、そのことの中でもっともっと住民の方たちも、じゃあ私たちが住んで幸せになっていく土地をどうすんのかっていうことについての意識っていうのが出てくるかと思います。これは、マスコミの報道にも書かれていると思いますけれども、やはり一人一人がきちっと考えていくという、そういう風な環境を作っていくためのある意味では、きっかけなるんだろうと思います。100点満点を提示したら、もうそれでみんなおまかせになります。そういう風な考え方も少し引いてできないだろうかということで、私たちの役割は決められた期間の中できちっと果たすべきだろうと。これがやはり大人のやることだろうと思います。これがまた教育の問題も絡んでくると思います。そういう余計なことは言いませんけれども。やはり、やることやることできちっとここで答えを出すっていうことはやった方が、私は賢明だろうと風に思います。そういう意味で、どちらかに答えを出さざるを得ない、ただし100点満点で合格点を付けるというわけには、まいらないと思います。そういうことについて、ご了解が得られるのかどうかということは、これはこうした物をですね計画をされ、色々と作業をやってこられた行政当局がどのようにお考えなのかということだけをお伺いしておきたいと思います。

○事務局

都市計画の土地利用の面でですね、今工場であるとか住宅である、とそういうものが同じ街の中にですね、整然と乱雑にですね、建てられるということになると非常に環境の問題が発生してまいりますし、排水の問題も発生してまいります。そのためにですね、嬉野であり松阪の都市計画については市街化区域、そして生活する場・働く場、商業でありますとか、そういうものについて、市街化区域とある程度自然を守っていく都市計画の調整区域という、二つに分けております。これがいわゆる線引きといわれるものでございますが、そういう住み分けの中で今までやってきたわけでございます。一方、三雲につきましては、そういうことが為されてないということで色んな環境・土地利用の面で問題があるということでございまして、新市として、全体でそういう土地利用をどうしていったらいいかなれば、当然秩序ある土地利用をしていかなければならない、それがイエスなのかノーなのか、そこが一番原点になろうかなと思います。策定委員会の方では、そういう中で、新市としてやはり、そういう秩序あるまちづくりをやっていくために、線引きが必要ではないかということで結論をいた

だいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○会長

明快な答えを得られたかどうかは、私では分かりませんが、いずれにしても、この第7号議案ですね、完成品という風な形、ただし未完成な部分がいくつか残っています。その部分をきちん修復していくということだけを、これは条件として付けていきたいと思います。これは委員がおっしゃっているように、もうやらざるを得ないような形での説明しかないという風な受け止められ方をしていることには、やはり問題があるかと思っています。従って、やはりその部分について、十分に斟酌していただくようなバッファーを設ける必要があるかという風に思います。つまり計画と言うのは、技術があればあるほど、必ずそこを不利益をこうむるようなところが出てくると思います。全体がすべてうまくいくような計画っていうのは、まずありえないというのが私の考えですから。そうなったときに、良くなったところがどれだけその部分をフォローしていけるかどうか、そのところ良しと見てですね、実際に明日どうするかっていう問題があるかと思っています。でも、これはある意味では、長い目で見ていかなければならないまちづくりの一つの基本的な方針だろう、という風に考えられている。となれば、当然修正は加えないといけないだろうと思います。その修正を加えるときには、きちんと自分たちの意見を上手く取り入れるような、そういう風な措置を保障してくれるような形にした方がいいだろうと思います。この辺について、一つ条件を付けておけばいいんじゃないかと思っています。その辺のところについて了解を得られればそのまったくこの形で通しても別に問題はないだろうと思います。このように文言として書かれているから。ただし、具体的なことは少し修正する必要はあろうかと思っています。その部分を残してこの問題をですね、最終的にお諮りをしなければならないと思います。これ以上言っても、おそらく議論は明日の朝まで続くと思います。そこで答えが出ればいいと思います。たぶん出ないと思います。お互いが打ちひしがれるような状況になるんだろうと思います。それは極めて生産的ではないように思います。まだもう一つ、もっともっと大切な問題として皆さんが今日お考えになっている部分があるろうかと思っています。ということで、この問題について第7号議案については、一応そのところで決を採りたいと思います。この号について、いわゆる100点ではないけども、原案通りでよろしいでしょうかということについてお諮りをしたいという風に思います。如何でしょうか。

○委員

決は挙手であげますか。

○会長

そうですね。そうしましょう。では、このままの原案でよろしいでしょうか。いいと思われる方は挙手をお願いします。7名ですか。では、反対の方は。6名。

○委員

条件付きは。

○委員

条件付きもあるわけですか。

○会長

原案についてです。

○委員

これに対してでしょ。

○会長

はい。

○委員

原案のままやと。

○委員

修正もなにも出てないと。

○会長

出てません。修正について、きちっと文言について字句等々を入れて修正を出さないといけないですね。それは手続き上。まだ、このまんま先ほどあった総合センターと書いたままで、これで賛成という方を、このまま一字一句加えない形で。

○委員

原案に対して賛否を採るわけでしょ。

○会長

そうです。

○委員

だから、議案はこれしか出てないですから、修正案は誰が。出れば別ですけど。

○会長

修正案について私は提案をしました。それについては、委員の取り上げられた部分の字句の訂正。そして、60点でオーケーということについて、その最後の部分ですね、それについても弾力的なもの加えられるかどうかという部分について、最低そこで会長提案とするしかないでしょうということですよ。

○委員

ちょっと意味が分かんないんですけど。議案として出されているのはこれですよ。

○会長

議案として出されているのはこれですよ。

○委員

修正案として会長の権限で、修正案出せないでしょう。

○会長

出してはいかがでしょうかということをお諮りしたいと思います。まとめたいので。まとめていく必要があります。

○委員

会長にそこまで権限があるんですか。これは一応市長の諮問の機関ですよ。

○会長

そうなれば決になればですね、私の一票を投じることができます。

○委員

審議会の条例の中には、都市計画に関する市長の諮問において次のことを審議するとあります。

○会長

そうですね。

○委員

市の事務局から出されたのは、今議案は第1号から第6号ですよね。だから、これに対して賛否をとるということではわけではないんですか。

○会長

1から6ではなくて7についてです。6までは終わりました。7について原案通りお諮りをしたいということで、まず、これがルールですよね。基本的には。

○委員

これに対して賛成か反対かやろ。

○会長

それしかないですね。基本的には条件付きはないです。

○委員

もう1度、採って下さい。

○会長

それでは、ここに提案されたとおりの形で賛成の委員さんは挙手願います。8名。反対の委員さんは挙手願います。8名。私は手を挙げておりません。ということは私の権限で決めてしまうことになります。

○委員

そうですね。

○委員

白票はないんですか。

○会長

白票はありますか。手を挙げていない方。2名。8・8・2ですね。間違いないですね。もう1度確認しますか。

○委員

8・8・2でいいです。

○会長

私の意見ということで、私は60点として合格点を付けたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

意味がよく分からない。

○会長

よく分からないでしょ。とおっしゃるかもしれませんが、反対ではないということには間違いない。私は賛成票に投じます。これでハッキリ明確になったかと思います。もし、会長が1票に投じたことについて問題があるとすれば、当然会長罷免ってことになります。そういう形で手続きを踏んでいただくしかない。で、それが任期中の役割を果たしていかないと。半々で2と、白票の2っていうのは実はこれはしょうがないですね。どちらかにイエスかノーかという風に決めていただくと本当はいいんだと思いますが、ただそうではないということで、どっちかつかずっていう答えを出された。結果的に、良くも悪くも会長が責任を持たざるを得ない。そういう役割になってるのが会長でございますので、ご了解いただきたい。ということで、第7号議案につきましては、答申をしたいと思います。ありがとうございます。

○会長

それでは次に、事務局は、議案第 8 号から議案第 10 号について朗読し、説明をお願いします。

○事務局

（議案第 8 号から議案第 10 号について一括で説明）

○会長

ただ今、事務局より説明がありました。

それでは、議案第 8 号から議案第 10 号について、ご質問・ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○竹上委員

この審議に入る前に、本来、開会の時に申し上げるべきだったのかもしれませんが、多かれ少なかれ、私の立場として利害関係が生じる可能性があります。意見はこのまま拝聴させて頂きたいと思いますが、この議決に対しての部分は、委員の皆様にご諮って頂いて進めて頂きたいと思います。

○会長

竹上委員のほうから、間接利害が絡んでくるので、最終的な決定に加わっていいかどうか諮って頂きたいということです。この件については、会開催前にという事があったと思いますが、私共も、今始めて聞いたので、この件に関して、委員の皆さんに、お諮りをしたいと思います。竹上委員がこの席におられて、意見等は申し述べない、ある意味オブザーバー的な役割、意思決定には加わらないという形で進めていったほうがいいのか、これについて、皆さんにお諮りします。

このまま委員として、意思決定に加わってもいいというお考えの方は、挙手をしてください。

不都合であるから、この場合には、発言、意思決定に加わるのは望ましくないとお考えの委員の方は挙手してください。

全員望ましくないということですので、そういうふうにご諮らせていただきます。

○委員

確認ですが、採決がある場合には、出席した委員から除くということですね。

○会長

そういうことになります。

○事務局

中井委員につきましては、所用のため、退席されましたので、現在の出席数は 18 名になります。

○委員

事務局に確認しておきたいのですが、採決の出席した委員は、17 名ということで、よろしいですか。

○事務局

はい。

○委員

6 点ほどあるので、3 つ 3 つに分けて、お話したいと思います。

1 つは、この都市計画審議会で、第一種市街地再開発の決定を審議するわけですが、どこに公共性とか公益性があるのかということが、一番大事ではないかと思います。

1 点は、これは本当に市民の皆さんの要望なのかどうか、という問題が係ってきます。先ほどの意見書の中にもありましたが、1 つは、松阪駅周辺まちづくり市民アンケートということで、今ここに現物を持っていますが、平成 19 年の 8 月に出されたアンケートです。事務局が言いましたように、約 7,000 人からとったということです。これに、意向の分析が出ています。その中で、1 つは、駅前の市街地再開発事業の計画そのものに対して、どうなのかということが、問い 15 で、この施設計画でよい、つまり、保健医療福祉総合センター、ホテル、住居、商業テナント、施設計画を進めるにあたってということで、具体的な今の配置に対して、この施設でよいというのが実は 4%という回答が出ています。市民の皆さんの意向としては、現在、駅周辺は楽しいところではなく、ほとんど行く必要が無いところというのが現状です。そのために、活性化が必要であるという意見が大半で、魅力的にするために、郊外のレジャー的要素のある大型ショッピングセンター等の整備を望んでいることがイメージされます。これには、三交の閉店が影響していると書いてあります。そのことの裏付けとして、どんな施設が必要なのかという意向分析に、必要な施設はショッピングセンター、駐車場、レストラン、映画館等の項目を望む人が多く、交通環境の改善では、便利な駐車場の整備を望む人が多い。活性化のためのまちづくりの将来イメージは、新しく魅力のある店舗や、核となる集客施設の立地を望む人が多い。そして、中心市街地活性化の柱としては、集客力のある店づくりの商業集積としての魅力と

いう意向が多いということが書いてあります。それと居住という面からということでもあります、まちづくりの将来イメージの中では、住む人を増やすという意向は少ない、住環境整備への意向も少ない、というふうに書かれています。ところが市のほうから出された再開発事業の資料に概要書というのがあります。先ほどパワーポイントで説明がありましたが、その中の４ページに施設整備の方針というのがあります。その中には、総合センターとか、都市型住宅等を配置していくということで、そういう点では、市民が持っている意向と、駅前の市街地再開発事業の計画の施設配置は、ずれているのではないかと。市民の人たちが望む駅前の施設配置と市が提案してきた今回の施設配置に掛け違えがあるのではないかと。市民が考える駅前のまちの姿と、市とか準備組合が提案した市街地再開発事業のまちの姿と違うのではないかと、思います。その辺について、市の方のご見解はいかがでしょうか。

○事務局

昨年のアンケート調査の内容から、中心部に住むということを好まれている方が少ないということですが、再開発もあわせて中心市街地活性化というのをやっており、国の方の施策もありまして、そちらの柱の中には居住環境の整備といったものがあります。今、現在、住民の方が中心市街地に住みたくないということで、賑わいなり、活性化というものを求めていこうとする中では、やはり、まちなかに住んでいただき、そして来ていただく、というような環境づくりが必要ということで、こういう都市型の住居というものの配置を計画しております。

○委員

市民の意向とずれているということの、回答にはなっていないと思いますが、話を進めます。１つは、昨年の６月議会でも、下村市長は、『駅前の市街地再開発計画だけでは、活力や賑わいは生み出すことは出来ない』、という答弁をしています。そういう点では、活性計画といったものも必要だという話をしていますが、１つ大きな問題は、今回、個別の駅前開発が出てきているという事です。平成１２年の３月に、中心市街地商業等活性基本計画というのがあり、その駅前開発が凍結されたものです。この中で、駅前開発は中心拠点の問題として位置づけられて、このメインが駅前開発でした。これは凍結になりました。それで、平成１４年から民間との話し合いで、今回の計画が出てきたという中で、結局、最初の民間の案とほとんど変わっていない。ところが、これは当時のものですが、今、逆にこれを作ろうとしている。本来なら順序が逆ではないか。つまり個別の駅前の再開発事業の計画を進めるのではなく、全体計画があって、その中の１つの位置づけとして駅前再開発が出るということであれば、整合性もなければ、市民の意向も入らない。例えば、この平成１２年の３月に出された市街地活性化の基本計画の中には、調査フローというのがあります。調査フローの中では、最初に地元の意

向をきちんと調査しています。その上で、中心市街地の活性化のマスタープランを作って、そして、その具体的な方策として駅前事業とかが出てきて、それが実現していく。基本的にはこういう手法をとって、ちゃんと意向も調査しながら進めていくのですが、こういう過程をとっていない。つまり、民間の意向からきたという事で、ここに駅前開発の大きな矛盾があるのではないかと思います。その中で、三交が潰れたということが現実として出てきて、さらに見通しがなかなか見えないという状況です。その問題が1つはあると思います。そういう点ではやはり、市民や議員の前に示すのは、中心市街地の基本計画をまずきちんと示して、それから駅前開発を位置づけるという、全体計画をまず作り、個別計画をその中で位置づけていくということ、そういうことでなければ、多くの市民の皆さんの納得は、得られないのではないかと考えます。事務局は、どうお考えですか。

○事務局

質問については、先ほど市民からの意見という部分で、2 ページ目の一体的な計画がまとまっていないのに実施すべきではないという意見と同じような質問だと思うのですが、これについては、先ほど見せていただいた平成 12 年 3 月の基本計画というもののの中では、重点プロジェクトの中の一事業という形で市が進めてきた経過がございます。そして、平成 12 年 12 月に市の判断で一時凍結をしたという経過があります。これはあくまで、市が主体的に取り組んできた再開発事業について凍結したものであり、その後、民主導のなかで、平成 14 年から事業が起こってきたわけです。そういった計画、そしてそれ以前に市が基本計画なども作り、進めてきて、再開発事業をするという位置づけが、凍結はしたものの残っているというところで、民が進めるなかで一緒に進めてきた部分があるわけです。全体計画という部分については、旧の中心市街地活性化基本計画をベースにしながら、新たに国の法律も変わっております。それに合わせて計画も検討しているところですが、その位置づけとしては、当然、再開発というものが1つの核的な機能ということで、予見的に扱いをさせて頂きまして、当然、先ほどご指摘がありましたように、再開発事業だけで活性化になるのかというと決してそうではなくて、中心市街地、駅、商店街いろんな機能を備えもって1つの活性化をしていくというなかで、活性化を図っていくということです。全体計画を作りながら、今動き出そうとしている部分については、動きながら進めているというのが現状です。

○委員

予見的扱いということで、まさにまだ予見なのですね。だからまだ全体像が出来ていないという、ここら辺に、私は大きな問題があるのではないかと思います。特に、この平成 12 年の 3 月の計画には、駅西の細かい図面も載っています。この中にはホテルや住宅もありますが、1 階が店舗とか、2 階がス

スポーツ施設とかシネコンとか、いろんな商業施設を組み込んだものです。ところが、今こころ辺には、三交のマンションが建ったので、面積的には 3ha から 1.5ha に減ったのですが、そういう点では、これ自体いいか悪いかという問題はあるのですが、市民の意向がある程度反映されている部分もあるのではないかと思います。そこら辺も 1 つは問題を指摘していきたいと思います。

2 つ目に、市民的な十分な討議がかけられてきたのかということです。理由書の最後のほうに、この度、熟度が高まってきたから、「市街地再開発計画事業については、松阪都市計画の変更を行う」ということですが、熟度が高まってきたと、どういうふうに判断したのですか。

○事務局

8 の 3 ページの理由書の所だと思いますが、熟度が高まってきたということについては、再開発事業の性質の中で、先ほどから申している通り、事業性ということが非常に大きなウエイトになってきます。そういう中で、事業をしていこうということになれば、組織的な体系であったり、資金的な計画であったりという部分が整ってこなければならぬわけです。市も平成 14 年から関わってくるなかで、オブザーバー的な立場もとりながら、関わってきて、そこに市の総合センターなども位置づけられ、市の公共施設も入り、事業性という部分でも固まってきて、熟度が高まってきたという事で、都市計画決定という手続きに入ったということでございます。

○委員、

市民的な十分な討議いうと、意見交換会が 3 回と都市計画の説明が 1 回、そして公告、縦覧で意見書が 158 通出ています。かつての松阪都市計画審議会より非常に多い議件で、数でというわけではありませんが、賛成が 48% 反対が 36.8% その他が 15.2% ということで、いずれも過半数に達していない。そういう点では、住民の意見が二分されているという状況が、1 つはあると思います。私が先ほど熟度という事を聞いたのは、市民の二分した意見がある状況で、果たして、熟度が高まってきたといえるのか。市民に対して合意を求めるという点では、極めて不十分であるということが言えるのではないかと思います。この辺はいかが考えて提案されたのでしょうか。

○事務局

先ほどから説明させていただいておりますように、8 月から市民意見交換会を 3 回ほど開催いたしました。その中で、いろいろ反対の意見も頂戴したわけですが、すぐに再開をやってほしい、何とかしてほしいというような意見が強くなりました。そういった意見を踏まえながら、私共は、こういった計画をまとめ、今日皆様方に審議を願っているというところでございます。当然反対だという

意見も頂戴しております。しかしながら、賛成の意見のほうが多かった、強かったということ、行政的に判断して、進めていこうとしているものでございます。

○委員

市の政策判断で熟度を達したということは、ある面では強行的に都市計画審議会に持ち込んだと言わざるを得ない。市長が年頭の挨拶の中で、『この事業の進め方については、市民の中に大きな議論を起こしました。取り組みに不十分な点、私の舵取りの未熟さなど反省すべきことがありました』、というように述べています。取り組みに不十分な点、舵取りの未熟さ、これはやはり今の状況を表しているのではないかと思うのですが、部長さんに聞くのも失礼なのですが、市長さんがみえたら、市長にお聞きしたいのですが、みえないので、市長の年頭の挨拶の感想を聞かせてください。

○事務局

この案件と市長の考えがどのようにマッチするのかというところでございますが、市長の気持ちを私が答弁させていただくということには、相成らないと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員

市民の中に両論あるのだということで、昨年の12月議会には住民投票条例なども出されました。3番目に、上位計画との整合性の問題です。例えば、今、理由書の中で示された県のマスタープラン、市の総合計画、平成9年のマスタープラン。ところが、新しい市のマスタープラン第7号の最初の1ページの所に、都市計画マスタープランの目的ということで、都市計画法の第18条の2があります。市町村が定める都市計画は基本方針に則したものでなくてはいけない、つまり、マスタープランに則したものでなければならないということが、基本ではないでしょうか。ところが、先ほどの議論の中でも、マスタープランは都市計画決定していません。審議会では議決はありましたが、最終的には県が承認しなければいけません。ですから、ある面、今日の議論というのは両論を提起して、全体の新しい松阪市の都市の姿を決めないままに、この駅前再開発だけ。おまけに、都市計画のマスタープランの中では総合センターという名前まで出してあると、これ自身も非常に政策の遂行ということや計画の整合性ということでは、根拠がないのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょう。

○事務局

この件は、先ほどの案件につきましても議論されていた所ですが、総合計画の中で第1節、都市基

盤の整備ということで、うたわれておりました。松阪駅周辺の整備という中で、松阪駅周辺の再生と活性化に向けた市街地再開発や、交通結節点の再整備を推進しますという総合計画がございます。新しいマスタープランが出来るまで、何もせずに手をこまねているわけにもいきませんので、旧のマスタープランを活用させていただきながら、総合計画をにらみつつ仕事を進めさせていただくということが、私たちの務めだというように考えております。

○委員

その中に駅西という明記はされていませんし、先ほどの流れの中でも一番大事なのは、新しい新市になったわけですから、新市の都市計画というのが決められていない、その中で当然、統一性といろんな地域性があるわけです。先ほど私が聞きましたように、総合センターというのは初めて入ったわけです。そういう状況の中で、全体的な駅西ということが決められていないまま、出すというのは、大変如何かという思いがします。

それともう1つ、財政計画が出ています。お手元の資料の概要書の5ページです。これに資金計画というのが出ています。1つ伺いたいのは、先ほどの質問のなかにもありましたが、市の借金というのはいくらになりますか。

○事務局

市の中期財政見通しということで、ホームページのほうでも公表されておまして、財政が非常に心配というご意見も頂いております。意見書の中でも、お答えをしておりますが、特別会計、一般会計入れまして、約1,300億ということです。当然、それを増やさないようにということで、選択と集中を図りながら、平成20年度には約1,300億円、平成21年度には約1,294億円、平成22年度には約1,285億円、平成23年度には約1,275億円、平成24年度には約1,261億円ということで、そのような起債残高見込みで計画しております。

○委員

この駅前開発で、市の借金はいくらですか。起債です。

○事務局

一般会計によると、17億円の内の約7億円ということでございます。

○委員

総合センターについては、どうですか。

○事務局

総合センターについては、約 23.5 億円ということです。これから、まちづくり交付金という事業も入ってくる予定なので、今の積立の中で、約 11 億円が基金で、その残りについては、特例債でいくのか交付金事業が入るのか、まだ定かではございません。

○委員

総合センターについては、これから決められていくということですが、特に 2 つ、この財政計画を議論してきた中で、非常に問題だと思われる事は、この保留床の単価というのは、平成 19 年 3 月 12 日の議会に出された資料によりますと、住居が 1 m²あたり 17 万 2 千円、ホテルが 21 万 2 千円、総合センターが 27 万円ということで、m²単価が総合センターはマンションより約 10 万円高い。なぜ、このように価格が違うのか。今回出された資金計画では、この時より、ちょっと減っていると思いますが、保留床の単価を市が高く買わされているという資金の計画になっているのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○事務局

単価的な部分については、議会のほうでも説明させていただいたように、当然、建物の性格も違いますし、その中で単価的なものの差異が生じてくるということで、説明させていただいている通りでございます。建設コスト情報、建設物価等によりまして、概算で説明させていただいているということです。

○委員

マンションやホテルに比べて、市の方は買取り価格が非常に高い。もう 1 つは 6 月議会での答弁で、資金計画の一番上に補助金が、当時は 22 億 7,500 万円、今回は計画が変わりましたので、26 億 5,000 万円使われるということです。12 月の答弁では、マンションで 12 億 3,900 万円ということで、これは近鉄不動産が買い取る予定になっているらしいのですが、ここに私たちの税金が、共同施設とかエレベーター、給水施設、ガス施設、電気施設、避難階段、防犯防災施設、テレビ共聴施設、電話施設、駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、その他バルコニー、植栽、自動散水機、こういうものに税金が使われます。本来、マンション業者が払うべきお金の中に、補助金が 12 億 3,900 万円、公的な資金として入

るということです。ホテルに対しては、1億4,100万円あります。総合福祉センターには、8億9,500万円、これが上がり補助金が今回増えているので、もっと増えると思いますが、こういう状況がなぜ起こるのでしょうか。普通は、マンションはマンション業者がするのであって、市民の税金などが補助金として使われるのはおかしいのではないかと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○事務局

各論のお話ですが、一応、各施設につきまして、補助金であるとか、市のお金が入るということでございます。元々、説明させていただいていますように、まちづくりの事業として法的に認められた市街地再開発事業という組立でございまして、当然、道路だけではなくて、面的な整備をしていくということで、その手法として再開発事業がございまして、従って、そういう公共的なものにつきまして、国、市のほうから補助していく、そういう要項もございまして、それに該当するものについて、税金が投入されるということでございます。公共的な部分、エレベーターであるとか、共用部分につきまして、そういうことで決められているということで支出されるところでございます。

○委員

植栽とか自動散水装置とかゴミ置き場とか、こんなことまでに使われるのは大問題だと思います。こういう問題もあるのだということを、ぜひご承知願いたいと思います。

もう1つは、環境の問題です。環境アセスメントは行なうのですか。

○事務局

環境影響評価という部分で、都市計画決定に伴って面積的に20ha以上になってくると必要になってきますが、今回1.5haという部分では行いません。

○委員

行わないということですが、高さ20.8mのビルが建って、日陰の問題や、風向きの問題やいろんな問題があるのですが、環境影響評価さえされないのでは、そういう点では、周辺の住民に対して非常に大きな問題が出てくるのではないのでしょうか。また、意見にもありましたが、見取り図の中でも駅を出たら、すぐに20mという三重県一ぐらい高いビルが目にくるという、この景観というのは、非常に威圧感があるのではないか、居住地が駅の目の前にあるというのは、どうなんだという声も大きくでているのですが、この辺はいかがお考えでしょうか。

○事務局

景観の問題とあわせて、駅の近くに高いマンションが建つということでございます。駅前と申しますと、駅前広場であるとか三交であるとか、今のところ、西地区含めて広い区域でございます。マンションが建つ部分につきましては、岡三証券の前ぐらいになってこようかと思います。その前に、ワンクッションとして駅前の広場がございます。従いまして、降りてすぐにマンションがそびえ建つというイメージがあるのではないかと思います。駅を出てからマンションまで、約 100m 近くあるということでございまして、その中で、景観にも配慮しながら、市民意見交換会で出てましたような高さの問題、高いほうがいいのか、低いほうがいいのかという問題や位置的な問題もあり、そういう中で選択をしながら、少しでも改良されたということです。今後、景観については、都市的な景観という中で配慮していかななくてはならない。これは、市民意見にも出ていましたので、そのような回答もさせていただいておりまして、そのように考えております。

○委員

都市計画審議会で、この問題について議論するのは今日初めてですが、今まで言われていた意見等は我々が耳にしていない実態がいろいろ意見として出されております。都市計画案に対する意見の集計というのも当日渡されて、今日の議題は大変重要な問題だと思うのですが、こういう重要な議題を議論するのに、いきなり資料を突きつけて、これで判断をしろというような会議のあり方。これで果たして、民主主義の会議の決定が出来るのかどうか、大いに疑問に感じます。それと、都市計画案に対する意見書の集計ということで、158 通の意見書が届いたということですが、集計されているので、我々としては分かり易くて有り難い事ですが、この集計の資料を提示すると同時に、158 通の原本の写しを揃えて、これの集計がこれですという提示をしてもらわないと、この集計が正しい集計がされているのかという判断が出来ないわけですから、我々が賛成、反対を決定する資料にならないと思います。こういう問題を決定するのであれば、審議会も何回か回数を重ねて、今までの経過報告とかいろいろなことをやりながら、最後に決定をするべきであって、いきなり提示されて、いきなり答えを出せといわれて、これが民主主義の会議なのかと疑問に感じる。そこら辺も皆さん、考えてほしいと思います。

○会長

資料の原本はどうかということで、別途に質問もあったようですが、行政の対応としては情報公開という形で、ご利用いただきたいという事で説明されたのかもしれませんが、しかし、正直 158 通これをすべて、なおかつこれだけの全部の資料、これをたったこの数時間の中で、全部決めなければなら

ない資料としては、読み手の我々にも時間が必要だろうと思います。準備の段階での不備な点も十分に指摘される行為だろうと思います。大切な問題であるということは、冒頭で申し上げましたが、点としている形の物が、部品が先に話が出てきていることは、確かだと思います。その部品がちゃんと組み立てられるものかどうかという保障があれば、ということだろうと思いますが、これが冒頭の 8 号の話の中の全般的な話の中に出てきます。いくつかご質問されましたが、そういうものは確かに必要な部分はあったと思います。それについて他の委員のほうからも、もう少し早くに見せてもらわないといけないのではという意見が出ましたが、そういう手続きの問題もあるかと思います。議員さんばかりが発言されているということで、委員から他の方の意見を求められましたので、やはり何らかの形で意見を言うていただければいいのかなと、会長として思います。ただし、学校ではありませんので、ご指名をしなくてはいいということではいいと思うので、積極的にご発言をお願いします。

○委員

先ほど、貴重な意見をもらいました。確かに我々議会議員は、係っておりますから、大体のことは分かりますが、今日ここに来て、これを見せられて、果たして皆さんの答えが出るのかどうか。これは本当に考える余地があります。先ほど会長の方から分からなかったら、情報公開でとったらいいのではないかという意見も出ましたが、皆さん、仕事をしてみえる方ばかりですし、役所に来て、情報公開に行つてということは、なかなか一般人というとちょっと不公平があるのですが、取りに来るでしょうか、ということも少し考えるところもあります。マスコミもこの問題をいろんな角度から眺められて、大変興味があるわけですが、果たしてこの場で決着をつけようということが、私も引っかけるところがあります。それだけ 1 点、言っておきます。

○委員

もうちょっと、付け加えさせてもらいます。この議案書は、事前配布で説明も受けました。当然、今日の会議に、必要なこういう大事な参考資料があるのであれば、議案書と一緒に配布していただければ、それぞれ事前に内容についても勉強が出来たと思います。

○会長

意見だけの取りまとめであれば、25 日以降で、丁度お休みに入りますが、その間の作業を含めて 158 通を整理、分類して、という形であれば何とか間に合ったのかもしれませんが、それに 1 つ 1 つ市の見解を載せています。これについては、おそらく様々な形での検討が必要といいますが、対応の仕方

もあろうかと思います。そういうことで、市のことを考えていくと時間的な余裕が欲しかったのかなというふうに考えられなくはないでしょう。

アンケートそのまま、ノーコメントで出すのであれば、機械的に出来たのかもしれませんが、ただ、それについて 1 つ 1 つコメントを加えたという所は、意見について聞きっぱなしではないということを示すために市の見解を表した。この部分はおそらくそう簡単には出来ない気がします。ここに市の見解を書くことによって、それが 1 つの拘束力を持つ可能性も十分に考えられるわけですから、ここにこういうふうを書いてあるじゃないかということもあるので、その辺のところを十分に慎重に検討した上で、ということですので、限られた時間中では難しかったのだろうと、私の推測ですが、そういうふうに理解して頂ければいいのかなと思います。確かに、早めに答えだけでも分かっていたらということはあるかと思いますが。

○委員

会長の言う事もよく分かりますが、時間がなければ、今日、会議をしなくてはならないと法律で決まっているわけでもないし、このアンケート云々のそういうことも併せた中で、今日の会議日程を決めることも出来るわけです。大体行政のやり方というのは、こういうことが多いですから。僕も議会議員の中で、こういうことは腹一杯経験してきましたから。時間がない、日にちがない、そればかりで何とか済まそうというのもあると思います。ですけど、これはすごく額も大きいですし、大変大きな問題だと思います。市としても。それだけに、もっと慎重性があってもおかしくないと思います。あまりにも、やることが軽率な感じを受けます。こんな事に関していくら委員であっても、yes か no か言えと言われたら、無責任な答えは出せないなと実感しています。

○会長

全く素直な意見だろうな、というふうに受け止められると思います。それと、どうして今日なのかということがありますが、我々の任期は 31 日までですから、その間に決まらなければ次の方ということになります。いずれにしても、ここに挙げられたということは、もう乗っかっていますから、どうするかということは、この後で決めることになると思います。とりあえず、役割を果たさなくてはいけないということと、何故 21 日だったのかということもあるかと思いますが、これは 20 人の委員さんの日程の調整というのなかなか難しいと思います。まして、会長の私の時間の都合も正直なところあります。私も暇な人間ではございませんので、空いている時間ということで、皆さんにいろんな形で無理をお願いするという形になったかと思います。これが 2 月になっていけば、恐らく我々は前回の委員会をもって、お役ごめんという事になってしまったらと思います。それでもい

いのであればということで、市の方とお話して、そしたら 31 日でおしまいなので、こういう重要な案件が出ているので、そこで審議して頂きたいということで、お尋ねいただいたと思います。今日決まなくてはいけないという使命感が、皆さんにあるかどうかは分かりませんが、疑問視されている方も、多々おられるのかと思います。1 つは、これは、非常にある意味では、部品的な話だろうと思います。正直言って、前のマスタープランがあって、これは総合的な計画の部分ですが、これは個別の計画になってくると思います。この辺については、全部、前回の時はそうじゃなかったじゃないかと言う形で、委員のほうから提示していただいたと思います。これはこれからの問題かもしれないということで、ひとことコメントさせていただきました。

○委員

今日、結論を出さないということも、この審議会ですべき回答かなと思います。それも責任のある対応だと思います。例えば今日 1 時半から始まって、都市マスの審議もかなり重い訳です。5 分間の休憩を挟んで、この審議に入っているわけですが、これでほんとうに真正な議論が出来るのかどうか。時間も気になって。これはやはり市として問題だと思います。提案者として。しかも 1 月 31 日が任期だから、それまでに結論を出さないと責任を果たせない、それは違うと思います。要項でどうなっているのか分かりませんが、現委員の任期を延長することは出来るのかどうか。また、全く新しい委員に入れ替わったとしても、その方達に、きちっとした情報を提供することによって、議論していただくことが出来る。というのは、現委員ですら今日説明のあった内容をこれだけの時間で、あれだけのボリュームを理解することが出来ただろうか。それで、この疲労がある程度蓄積された状況のなかで、結論を出せというのは、無謀だと思います。ものすごく重要な案件です。その辺を含めて、ご議論して頂きたいなと思います。

○会長

極めて長時間、重要な問題を審議しなくてはならない、ということになったことは確かだと思います。

この件につきましては、会長としても、そういう意味で、冒頭に出来るだけポイントを押さえた形で会を進行させたかったということもございますが、一人一人ご意見を聞いていれば、なかなかそうもいかないのだろう、ということが本音でございます。あえてそれを決めてしまうというやり方、ただし、十分に、何故なのか、どこが悪いのか、じゃあどういう形で進めたらいいのか、という具体的な形のものが無い限り、これを次の審議会にまわしても、全く同じことだろうなと思います。その点を踏まえて、仮にまわすとしても、やはりきちっとした意見だけは、出して頂かないといけないと思

います。審議委員として一人一人が、その役割を果たすということが大切な事だと思います。もう相当、お疲れのようなので、頭の方の回転は鈍っているなあとと思います。新鮮な酸素を補給しないと、いい考えも出てこないかもしれません。恐らくこの状態で、朦朧とした形で決めてしまう事もやぶさかではありませんが、それで果たして私の役割が含まれたという事は、返って汚点を残すかもしれません。こういう風な物の決め方というのは、最初が肝心だろうなという気がします。今回こういう風な形になってきたのも、市長ご自身が年頭の挨拶の中で指摘された通りかもしれません。やはり、きちとした形、我々が納得するような形、それがもっと広く、一部の方だけではなく、広く市民の方がこの輪の中に入ってくるような、そういう環境が作られていなかったということが、大きな問題かもしれません。そう考えていきますと、自分たちの町がどうなっていくのかということ、誇りを持って、愛していれば、ほっておくことは出来ないだろうということを考えれば、我々が、ある意味では半分天の上みたいなところにいますけれど、そこで物を決めても、それで実際に生活をされている、言葉は悪いですが地を這っている人たちのことが考えられるかどうか、と思います。ある意味では、両方が歩み寄るような形の環境づくりをぜひ会長としては、お願いしたいというつもりで会議に出て参りました。いろんな形で説明をして頂きました。行政の方々も 20 人の委員さん達に、それぞれ個別に時間をかけて説明にあがったと思います。それで、事足りりというのは、従来のやり方なのかもしれない。あえて私は、悪役を引き受けても結構だと思います。今日ここで、どうしても決めなくてはならない、いろんな形で利害関係があらうかと思います。そういう意味で、本来であれば、今まで積み重ねてきた事、これを全部無にするということは、非常に難しいと思います。けれども、やはりここまで委員の皆さんの賛同を得られないよう雰囲気になってしまった場合には、考えざるを得ない部分があるのではないかと思います。ここで強引に賛否をとった所で、おそらく結果的には、会長が判断せざるをえないと、一人の人間に全部決定権を持たしてしまうということは、極めてまずい状況であらうと思います。市長ご自身がやるというふうにして、決めてしまうのであれば、それはそれで結構だと思います。そのための決定をどうするかということについて、市長は我々に託されたわけですから、それについて、責任のある回答をきちっとお返しすればいいのではないかと思います。私ばかり、喋っていると、いろいろ語弊があらうかと思いますが、それぞれ、忌憚のないご意見だけは、お伺いさせて頂きたいということで、7 時近くなってしまうんですけど、もうしばらく、一言でも何かご発言をいただいて、これについて、最終的にどうするかということではなくて、この委員会ではきちんと合意が得られなかった、という風な形でまとめざるをえないと思いますがどうでしょうか。

○委員

今日 1 時半から、議題 1～7 までお聞きしました。この中で、また元に戻りますが、感想を申し上げますと、これはグランドデザインを作る場合、例えば、今日のマスタープラン、それに個別のものを入れ込んできてしまって、その交通整理がうまくいってないのではないかと。例えば、その地区を代表して出された方であれば、当然にここに出られる方とのコミュニケーションは、取っていないとおかしい。それがうまくいっていない。これは誰の責任でもないのでしょうか、そこら辺の事を、もうちょっと整理しておく必要があるのではないかと思います。

それから 8・9・10、これはもう個別の事が入ってきてます。賛成意見と反対意見を見ていると、まず 1 点、投資採算性、事業採算性、これに対して、うまくいくのかいかないのか、という心配が非常に多い。これについては、賛成が 76 通で、その他 24 通、反対 58 通。その他の 24 通を見ますと、上から周辺が寂しくなって活性化して欲しいとか、何とかしなくっちゃいかんという意見が 20 通あります。これにすべての市民の意見が集約されていると思われませんが、ほぼ賛成の意見のほうが強いだろうと思います。ですから事業採算性については、いろいろ市の見解は大丈夫なのかとか、活性化するのかということがございますが、一応 21 階建てにして出した数字の中では、1 つの方向性は見えていると思います。それから、駅前の再開発のことにつきましては、マスタープランの中にもありますが、港から奈良県境まで行く地域交流軸、南北の都市連携軸というふうに、2 つに分けてあり、その中で起点になる所であります。もう 1 点、三交跡地との間の一体利用ということがよく言われます。勿論、景観とか再開発は賛成だが、一体としてやっているのかどうか、ということがございます。当然、高さ制限とか景観に配慮して、一体としての利用を考えるということが、ほぼ決まってきております。それからこれは、もっと最初に申し上げておくべきことではと思いますが、平成 12 年に市が凍結した第一種市街地再開発事業を、民間サイドで行っていることです。勿論、市のほうは莫大な補助金を出します。ですから、それに対しての市民の賛同は当然得られなくてははいけない。これをこのままほっておいていいのかと考えた場合、やはりそれなりの方向性は見えるだろうと思います。細かいことは申し上げませんが、今までの全ての議論をお聞きしていると、大変ご無礼な言い方ですが、もうちょっとコミュニケーションをとって、どういうことだったのだろう、というような連絡を取り合いながら、ここにお越しいただいて、積極的にお話して頂きたいと、これは私の率直な感想です。大変ご無礼なことを申し上げるようですが、そういう事を申し上げておきたいと思います。

○会長

委員の方から、非常に身の引き締まる貴重なご意見だと思います。そういう物に我々は対峙しているという事、これについて私自身もそうですが、それなりの覚悟が必要であろうというふうに思いま

す。これをどうするかと、このままで同意を得たというふうに、理解する事は難しいかなと思います。
そのことについて、何かご意見、ございますでしょうか。

○委員。

何にも喋らないで帰ると、怒られるといけませんので、一言、二言。

我々、一次産業の代表がここに三人座っていますが、ほとんど発言されていない。何故かなと考え
ていたのですが、正直申し上げて、議会の傍聴に来ているような感じです。要するに、議員さんから
質問して事務局側が答弁する。我々は、議会の傍聴に来て聞いているだけで、発言するタイミングも
ないし、それから申し訳ないですけど、今の情報の話ですけども、初めて聞く情報が沢山あって、こ
こに来るまでの間に、持っている情報というのが非常に少なかった。ということで、前に市役所の方
がお見えになった時は、けっこうですね、やってもらったらどうですか、結果なんて分からないです
からね、という程度で、賛成の方に回っていたのですが、今、若干、心が揺れている状況なんです。
ですから、こういう雰囲気の中で、我々、一次産業の人間というのは口下手ですし、人をすぐ信用し
てしまうというところがありますから、こういう雰囲気の中でものを決めていいのかなという気にし
ます。我々も遠慮なく発言出来る様な議論をやった上で、賛否という事なら分かりますが、そういう
雰囲気が全くない中で、物事を決めていいのか。それから、今申し上げたように、情報をいろいろも
らった中で、もう一度考える機会を与えていただきたいと思います。先ほどおっしゃったように、十
分な討議がされなかったから、今日は結論が出なかったという都市計画審議会でも、それはそれでい
いのかなという気になっています。以上です。

○会長

事務局としては、非常に厳しい状況にあるかと思いますが、他にどなたか。

○委員

私には、情報公開で得た意見書 158 通があります。皆さんに是非配って欲しいと事務局の方に言っ
たのですが、しかし、それは配れないという回答でしたので、それでしたら情報公開で得ます、とい
う形で情報公開で得た資料です。全部読みました。確かに見るのは大変です。しかし、市民の皆さん
の生の意見が出ていて、市の対応はありますけど、皆さんこういう意見を自筆で書かれて、名前は個
人情報ですから、黒く消してありますが、やはり、こういう物を 1 つ 1 つ見られて、この思いを私達
は受け止めて、きちっと判断する責任がありますし、当然、議会とすれば、2 年間議論してきて、徹
夜までしてもまとまらない、そういう中で、今日わずか、1 時間 2 時間で結論を出せというのは、本

当に酷な話です。酷なというか、皆さん自身がどういうものが認識されるということが、我々もやはり数百時間の議論を経て、やっと自分達も認識してきたという状況ですので、そういう点でもっと深い議論なり、認識をするように、例えば、もう少し小グループに分けて検討するとか、そういうやり方もあると思います。各地では、いろんな問題が起きた時、都市計画審議会の中に、専門委員会をつくってやるとか、そういうやり方をしているところもあります。いろいろやり方はあると思うのですが、議論が熟した中で、推進か反対かを決めるというのが、議論のあり方だと思いますし、その辺はやはり事務局サイドのこれを頂いた時のやり取りを見ていて、本当に皆さんにきちっと分かって頂くという思いがあったのかなと、非常に疑問に思っています。私の意見です。

○委員

去年の11月に都市計画審議会が開かれて、今日の予告がなされた際に、公告、縦覧の際に、市民から意見が寄せられるので、それを事前にまとめて、事前に提出して下さい、ということをその場で言ったはずなのです。158通あって、それを全部出せないにしても、もうちょっと整理の仕方があったと思います。そして、市の見解という形で説明がありました。市民の賛成、反対の意見に対する市の見解という、これをまとめるのにも時間がかかっただろうと思います。しかし、これ事態が非常に大きな問題点をはらんでいる内容であると思います。つまり、ここに書かれていること1つ1つが重要な論点なんです。市の見解をいろいろ出されていますが、これが必ずしも正しくはないわけです。議会でいった議論からすると。これ自体がイエスという見方もあるし、ノーという見方もある、真二つに分かれてきます。それは、住民サイドからみてもそうです。今日、傍聴に来てみえる方も、この資料を見て、説明を聞いて思ったと思います。なんだこれかと。それぐらい対立点がある部分なのです。それを市の見解だというふうに説明をなさる。それは、フェアじゃないです。十分に機会と時間が無い中、しかも情報過多です。短時間で、提供された中で、しかも市の見解を一方通行で提供される、すごく問題じゃないですか。例えば、このようにおっしゃいました。市の見解1ページの所、下から二つ目の段に、市民への説明という問題で、2行目の真ん中に、市民意見交換会、住民説明会などを行い、周知を図ってきたと書いてあります。その際、この文にはないけれど、口頭で説明されたのは、市は見通しが立った段階で、市民意見交換会、住民説明会を行いという風におっしゃったのですが、事実は違いますよね。5月20日にまちづくりフォーラムが開かれました。これは市が積極的に開催したわけじゃないです。いろんな住民の働きかけがあって、もっと専門的な見解が聞きたいということで、都市プランナーらをパネリストとして招いて、そして市長がそこで始めて見直しを検討しますと、表明したわけです。公式の場で。5月20日に産業振興センターで。そこから、全てが動いたわけです。8月11日に第1回市民意見交換会が開かれたわけです。住民説明会というのは11月でしょう。それ

以前の住民説明会というと 2 月に地元説明会があっただけです。本町と中町と京町と日野町の住民に対してのみ説明会が行われただけです。その時点では見直しという想定はなかった。3 月に予算案を議会に提案するから、しかも 5 月には都市計画決定にもっていきたいから、法的に必要な手続きとして住民説明会を行ったに過ぎない。そのように重要な部分が欠落し、また都合の良い部分だけを抜き出したようなこの説明、これは非常に今日のような場には相応しくありません。そして、ほんとに沢山あります。すべて言う訳にはいきませんので。本当はこの審議会の皆さんに、ここで示された見解に対して、委員なりに 1 つ 1 つ議論を積み上げて、その成否を正すというぐらいの時間を取らなければ、ここで結論を出せというのは無責任です。

もう 1 点だけ挙げたいと思います。2 ページの下から 7 段目に経済効果はあるのか、という反対意見に対して、便益としては約 80 億円となり、1.8 の効果があるということですが、これは議会でも質疑させていただいた点です。これがそのデータですけど、100 億円懸けた事業に対して 180 億円の便益があるというお話ですが、その 180 億円の大半が、今度駅前に開発されて建てられた建物を全部賃貸した場合に、賃貸収入として 50 年間でいくら得られるか、という数値ではないですか。他にも地価の上昇分、再開発によってあの辺りの地価が上昇するので、その部分によって得られるメリットという数値もあります。でも大半が家賃収入です。マンションを売るということと、総合センターを松阪市が買い取るという話ですから、何も家賃収入は得られない。けども、家賃収入として見込んだ場合いくら得られるかということを、仮定して得た数値が、便益が 180 億円じゃないのですか。しかも掛けた費用対効果ですから、費用は一体何かという部分です。このようなシミュレーションがしてあります。公共公営施設の年間維持管理費がいくらかかるか。118 万 9,000 円。年間 100 万円で 20 数億円かける総合センターが維持管理できますか。このような費用は少なく見積もって、あり得ない収入を過大に見込んで、それを便益だという風に言っている。それをここに、しゃあしゃあと書いている。このようなのが、今日、示された市の見解の実態じゃないですか。他にもいろんな問題があります。見通しがあるかどうか分からないような、飲食店の計画はともかくとして、例えば、アンケート結果が反映されていない項目に関しては、駅の玄関口に相応しい施設といった回答が 42%で、この施設計画でよいといった回答は、4%と書いてある。42%あった、駅の玄関口に相応しい施設、これは、ちょっと不注意にこの文章を読むと、現在の計画は駅の玄関口に相応しい施設である、と回答した人が 42%とも読み取れないとも限らない。そうじゃありません。後できちんと説明なさいましたが、駅の玄関口に相応しい施設にしてほしいという回答が、42%なわけです。現計画で良いというのは、4%に過ぎないということです。そういう客観的事実というのをおさえた説明でない限り、今日の都市計画審議会という場の提出資料をしては、相応しくありません。こういう風な資料を基に、今ここで結論を皆さんが下されるのかと思うと、これは甚だ問題だと思いますので、持ち帰って検討を十分に精査して

いただく必要がある。その上で結論を出さなければ、事務局に気を使う必要はないです。松阪市民に対して、気を使わなければならないです、都市計画審議会の決定は。以上です。

○会長

いろいろご意見が出て参りましたが、この場でそのまま賛否をとるということは、これはやはり拙速だろうなという風に判断せざるを得ない、という風に思います。いろいろ計画されたこと、予定されていることに支障が後々出てくることに、間違いはないかも知れませんが。その為にと、イエスかノーかの答えを出すことは、これからのことを考えた時に、やはりプラスになるような資産を残していくというのが、おそらく都市計画を作っていく重要な考え方になると思います。出来上がったものをどうするかという、そのような考え方も実はあります。しかし、これは合意が得られた上での話であって、もしその合意が得られなければ、その事を無理強いすることは難しいだろう。先ほど申し上げましたように 60 点でスタートして、100 点まで向かっていくという事は、なかなか難しいだろうと思います。やはり、皆さんが望んでいるのは、100 点満点の行政の答えを求めていかなければならないだろうと、受け止めておりますけど、そういう意味で 1 時半から始まって、たった 5 分のブレイクで、延々と約 6 時間でございます。1 つの案件についても、これだけはほんとはやらなきゃならないという所を、2 つやったわけですから、今日のところは、どういう形でいくにしても、やはりここでは結論が得られなかったという形で、まとめさせて頂きたいと思いますが、このことにつきまして、どうしてもそれは困ると、反対の方は挙手をお願いしたいと思います。

○委員

1 点だけ言わせて下さい。先ほど、やりとりがいかに議場でのやり取りに見えたように思います。ただ、私共議員も議場の中では審議を尽くして、意見も言い、そして決めてきた、という過程があるわけです。今、33 人の議員がおりますが、この中でも、賛成もあり、反対もありということを含んでの政策判断として、ここに持ち込んでいるわけですし、皆さんに決めていただくのは、都市計画としてどうだ、という事を決めていただくなくてはならない。政策的に止めるのか、進むのかというところを、議員より少ない委員さんにそれぞれに判断していただいて、そこで判断して止まったらその政策は進まない訳ですから、どこまで責任を持たして決めていただくのかという所を、判断しなくてはいけないと思います。議会としても、きちっとジャッジはしたのだということも、きちっとお話しできないといけない部分なのかもしれませんが、先ほどからの話からいくと、議員同士がやり取りばかりして、事務局とのやり取りばかりで終わって、意見がなかなかでないという状況も垣間見ましたから、私もあまり喋りはしませんでした。そういうところがあるという事を委員さんもお汲み取り

頂いて、自分達がこれを決めたから、明日から大変なことになるということもあるかもしれませんが、その上の上部、一番決定機関があるという事を、お汲み取りいただきたいなあと思います。

○委員

ちょっとお聞きしたいのですが、この会にかけられたということは議会で皆さん賛成ではないかもしれませんが、了解を得たということで出されたのですか。

○事務局

昨年の2月議会に、再開発の補正予算を審議願いました。例のない徹夜議会という形のなかで、予算付けをしていただきました。反対の議員の方もおみえになったわけですが、議会として、可決をいただき進めてきたものでございます。しかしながら、市民の皆さんの意見をもう少し聞いたらどうだ、というようなこともございまして、5月にフォーラムを開催し8月から3度ほど、意見交換会を実施しました。その中でも市民の方から、反対の意見も頂戴しました。しかしながら、駅周辺の衰退ぶりを見ると、すぐにでも事業をして欲しいという方のご意見が強くございました。そういった事で、市民の意見の158通の一番末尾に付けてございます比較案を議会でも説明を申し上げて、11月6日にこの再開発事業の説明をさせて頂く為に、全員協議会を開催させて頂き、事業を進めていくにあたり、市長の方からも説明をさせて頂いたところです。そういった事で、案の公告、縦覧をし、皆さんからご意見を頂戴し、その整理をさせて頂きながら、今日の審議会に諮問をさせていただいた、という運びでございますので、よろしくご理解をお願いしたい。議会の中でも、全員が賛成して頂いているということではございませんが、数多くの議員の皆さんから、ご賛同を得て事業を進めさせて頂きたい、かように考えているところでございますので、よろしくお願い致します。

○会長

しかしここで、きちっとやらないといけないということは、手続き上、問題になってくる。ここで答えを出さないと、それがいわゆる都市計画の中で進められないということで、これが都市計画審議会の重要な役割であるということです。議会で承認されていることを、ここでもう一度審議し直すということは、意味のないことでありまして、その辺のところだけご理解して頂きたい。そういう意味では、我々は重要な決定権を持っている。

その辺のところがありますので、松阪市の方からもご事情だけとは、ご説明がありました。けれども、積極的な形でこれにゴーサインを出すという皆さんの合意が得られないというのが、今日の結論かという風に思います。この計画そのものの部品について、反対という訳ではない。かといって、賛

成ではない。こういう風な中途半端な答えになるのだ、という形で閉じたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。

○委員

議案 8・9・10 ですが、先ほど会長さんが言われたように、賛成でもない、反対でもない、全く意見が出しにくいということですが、じゃあ、この前のマスタープランの案件ですが、先ほども他の委員が言われましたように、やはりマスタープランを作る策定委員会のメンバーと、我々も全くコミュニケーションがなかった。これは、私も反省する所なのですが、全く話し合いがなかった。策定委員会の皆さんがどのような情報を得て、どのような市民の意見を吸い上げて、マスタープランを考えられたのか。これに対して、我々、議会陣も、ここにいる漁業組合長さん、森林組合長さん等、いろんな方がみえ、策定委員さんもしろんな所から出てみえるのですが、全くコミュニケーションがなかった。それで、上がってきた。じゃあこれをどうするのかという事で、今、8 対 8 で、会長さんが賛成の方に手を挙げられたという事で決まったのですが、これも、この案件と一緒に、賛成も考えられる、反対も考えられる、これもさっきの案件と全く一緒の方向性があるのかなと思うのですが。ですから、結論から言いますと、この件を据え置くのでしたら、もう一回この件も据え置いて頂きたい。そして、いろんな情報も集めて、もう一度やって頂きたい。このように考えます。

○会長

7 号議案については、すでに決を頂いたという風に理解しないといけないという事と、7 号議案はマスタープランである。これは他の委員の方から話があったと思います。つまり、計画の中で個別の計画ではない。やはり全体の計画があって、その上で個別の計画を作っていく、このステップになるわけです。従って、基本的に様々な形で委員等からいろんなご意見が出ましたけれども、全体として 8 対 8 でどちらも付かずということで、私が、そこで初めて大きな枠が出来上がって、その上でこれから個別の開発プログラムを考えていく、こういう風な段取りになっているかと思います。そういう意味で、前段の 7 号議案でそれが否決されてしまえば、恐らく全部やり直しということにならなければいけない、というのが筋道を立てた考え方だと思います。ただし実態は、そうではなくて、個別計画が先に進んでいた、こういう風に理解すれば、先の 7 号議案についても、もう一度やり直すということは、これはやはり問題が残るかだと思います。

○委員

ちょっと話が前後しますが、事務局に確認したいのですが、審議会の議事は出席した委員の過半数

をもって決するわけですね。じゃあ、先ほどの7号議案は8対8で、白票が2で、議長1でしょ。過半数に達していません。だからこれは否決なのです。だから、先ほどのマスタープランは否決です。過半数に達していませんから。9票ですから、10票ないといけない訳です。という事で、事務局、よろしいでしょう。条例上、そういう事でしょう。

審議条の第6条の2では、『ただし、審議会の議事は、出席した委員の過半数を持って決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。』出席した委員の過半数という事は、10名でしょ。

○会長

可否同数の時は、この点はどう解釈するのですか。

○委員

事務局どう思うのですか。

私とすれば、議会の方では賛否をしない投票とか、賛否を明らかにしない投票は否と見なすというのが、議会のルールです。議会の規則にちゃんと書いてあります。

○会長

都市計画審議会条例上、否と見なすとは、どこにも書いていない。可否同数の時は、会長の決する所によると書いてある。

○委員

出席委員の過半数でしょう。結審するのは。白票は棄権とみなすのですか。過半数をもって決しと書いてあるでしょう。だから、過半数10でしょ。

○会長

だから10なかったの、同数だったの、同数の時は会長の決する所によるということでしょう。

同時に条件を満たすというように理解をするのか、別々にするのかという解釈の仕方だと思うのですが、別々であれば先ほどの事は何も決まっていな、否決でもないし、何も決まっていなということです。

○委員

一応ここに書いてある以上は、審議会条例ですから、書いてある事については、慎重に解釈しなく

てはいけない。自分の考え方だけで、どうこう言っても仕方ない。

○会長

両方を満たせという事だったら、何も決まらない。決めないための条文として読むのか、決めるための条文として読むのか、可否同数の時は、という点の部分はど理解しますか。私の解釈が違うのであれば、これは分かるように書き直すべきです。

○委員

実は会長が審議を取られる時に、原案に対して賛成か反対か、とおっしゃいました。その前に、私は審議員として、整合を図る部分があったと思います。それが、この中で議論されなかった。マスタープランに入れる、文言の中で。会長案として出た時には、最初は、条件付でというような審議の取りかたをされましたが、その後、会長は原案と言われましたから、そういう整合性はなしにして、賛成、反対ということに手を挙げていいかどうか、という所があったので、私としても、これは、というような事があっての白票ですので、棄権とかそういう無責任な所で、手を挙げなかった訳ではございません。

○委員

全く同じ意見です。どちらかと言えば賛成です。ただ条件付という事で、3 案あったという風に理解しています。すいません。余計なことを。今更ですが。

○委員

いずれにしても、手を挙げてもらえなかった人もあったという事で、会長は原案についてということで、賛否を取られた、今言われた事も踏まえて、他にもあったと思います。採決を取る時の会長の、先ほど言われた、条件付をもって、というようなこともいろいろありました。

○会長

そこを議論するのが、我々の仕事じゃないですか。

○委員

ですけども、それで採決を取られた。だから、手を挙げられなかった人もある訳です。だけど、出席した委員の過半数は賛成の手が挙がっていないということです。最後、結果的には。

○委員

白票は入るのですか。私は、素人ですから、政治に関して。

○委員

ここに書いてあるのは、出席した委員の過半数ということが謳われておりますから、出席した委員さんの過半数は賛成の手が挙がらなかったという事ですから。

○委員

そこら辺が、ちょっと問題ですね。賛否に参加した委員のという事だったらいいのですが、恐らく今おっしゃった様に、ちょっと曖昧ですね。

○委員

物を決める時、過半数が棄権した場合に、それは議決として通らないために、そういうのであって、出席というのは、例えば途中で帰られても、出席扱いなんです。だから、議決の時に議決に加わったか、加わらないかということです。だから出席したという事ではないのです。だから、出席したというところにこだわるのはおかしい。

○委員

だけど出席した、という事はここにはっきり明記してあるのですから、それは曲げることも出来ないし、今更書き換えて、というわけにもいきません。

○委員

そこまでは、想定してなかったのでしょう。

○会長

恐らく、これままいくと、ずっと平行線で行くだろうという気がします。こういう事は、大いに起こりうるので、この決め方、ルールについての合意が、最初にきちっと形成されていないという不備があるという事。だからまず、物を決める時に、どうやって決めるかという事を前もって言うべきだったのだらうと思います。これは、会長として、反省すべき点は大いにあります。事務局としては、こうなりますと、この通り読んでいきますと、前段も、後段も答えが出なかったという事になります。それほど、大切な問題で、皆さんが真剣に考えた事の証としてみるしかないのでしょうか。

○委員

皆さんが、これだけ踏ん切りができない部分があるという事は、それだけ慎重に扱う問題であろうし、重大な問題であると思います。我々の責任も非常に大きい。これは、大勢の人に影響することですから、短時間で判断で誤った法案が決定されたら、我々としても住民の方に申し訳ないことになってしまいます。

○会長

第 7 号議案については、一応答申するという事について、皆様方は同意を得られたわけです。確かにルール的には問題があったのかもしれませんが、最終的に、答申致しますというふうに、私は明言いたしました。そのことについて、ノーというような反対の意見はなかったと、私は理解しております。その辺は、議事録として残っている部分もあるかもしれませんが。こういう姑息な手段というわけでもありませんが、こういう流れの中であって、特に、もう一度考え直すということであれば、全部最初から差し戻すという事になると思います。7 号議案については、改めて、私が会長として最終的に決めるという形で、皆様方の同意を頂いたと思います。その点は、どうぞ理解されますか。

○委員

会長の意図することは私にもわかります。ただ、条例上の解釈として、やはり私らは、条例とか規則は厳格に守るべきだと思います。それを、適合しているか、適合していないかを判断できないというのでは勝手な解釈になりますから。だからその時点で、保留をしておくべきか、再審議するのか分かりませんが、やはり条例上違法な措置になりますから。決議がもし通れば、条例違反ということになります。それはちゃんと精査して、どうなのかという事を、事務局が条例の解釈をきちっと出さないと、違法だということになれば、問題になりますから。

○事務局

事務局と致しましては、皆様方に大変ご迷惑をおかけ致しております。今の 7 号議案につきましては、法的な解釈という部分では、事務局サイドとしても、正しい判断をしなければいけないので、今この場では結論が出ないと思います。これについては事務局のほうとしても、法的な部分で、もう一度正しい考え方という事で、お願いしなければならないかな、と判断いたしております。

それと、8.9.10 再開発についてのご審議は、この場で結論を出すのはなかなか難しいというお話でして、審議会の委員さんにつきましては、任期が今月の末ということになっております。しかしながら、この議案につきまして、いろいろ問題もありますし、今の積み残した問題もございますので、で

きましたら、7号議案、そして再開発の問題、含めまして、この今のメンバーで、再度、ご審議を頂きたいと考えております。その辺を、出来ましたらお諮りを頂きたいと思います。

○会長

事務局の方から、ご提案という形になったかと思いますが、この件について、皆さんにお諮りしたいと思います。

○委員

いろんな意見が分かれて、8対8の同数になったものです。恐らく、こんなことは想定していなかったと思います。それが、いろんな意見を出してもらって8対8になった。どうしようかと、迷う判断があったのですから、もう一度議論をしてもらってもいいのではないかと思います。やはり、旧三雲町の事情とか旧嬉野町の事情もあるかと思いますが、この場所には、旧嬉野町の委員はいません。ですから、策定委員会とのコミュニケーションも、やったことがないので、もう一回、日にちを設定して頂いて、もう一度議論を交わせたらと思います。

○会長

これだけ長時間かけてしまいましたが、決して無駄ではなかったように思います。この事が又、更に大きく広がっていくということでは、積極的に評価すべき点が多かったと思います。恐らく、仕事を進めていく上では、ちょっと脱線をした部分もありますが、拙速して、脱線して取り返しの付かないことになるよりは、やれることは、きっちとやっておきたいな、というのが本音です。事務局の方からも、提案がありましたので、機会をもう一度設けると、出来ればこのメンバーで。任期は、今月一杯ですから、次来週とは、なかなかいかないと思います。新しいメンバーか、このままのメンバーか、私には分かりませんが、松阪市の将来の問題について、時間がないからとか、早くやらなきゃいけないからとか、それに引きずられるような形でものを決しないほうが望ましい、と私は思います。そういう意味では、まちをどうしていくかについて、もっともっと多くの輪を広げていくような努力を、我々もしないといけないだろうと思います。そういうきっかけがなかった。しかしその事が、また、マスコミで報道されれば、いろんな形で関心を持ってもらうきっかけが出来たのではないかと、こういう意味で、決して汚点ではないし、マイナスでもないし、一生懸命行政サイドの方もやって頂いたという事で、大いに評価したいと思います。我々の任務は、限られた時間での役割を終わることになると思います。そういう意味で、長時間、私としては、何らかの採決を見たかったわけですけど、それは望めない事になりました。私の進め方もいろいろと問題があったかと思いますが、いろいろご迷

惑をかけたことと思います。そういう意味で皆様方、長時間本当にご苦労様でございました。改めて感謝申し上げます。

○事務局

事務局の方からでございますが、1月の末で審議会の委員さんの任期ということになりますが、先ほど提案させていただいたように、市長から諮問していただいて、任命していただいているということなので、暫定的にこの会議を継続して、再度、市長の方で任命させていただいて、進めてまいりたいという風に考えておりますので、よろしくお願いします。そういうことで、引き続きこの議案についての審議をお願いしたいと思います。